



- 1 **特集 1** 鹿児島県内各市町  
**中小企業のための融資・助成・補助事業**
- 32 **特集 2** イノベーションと人材で活路を開く  
**中小企業白書事例集**
- 43 **Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業 1**  
**お客様の立場**で考え抜くこと——それが**現状を打破**する力  
(株式会社神戸自動車 代表取締役 宇都影義 氏)
- 46 **Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業 2 (寄稿)**  
**「鹿児島」の魅力**を連携しよう  
(日本銀行横浜支店長 (前鹿児島支店長) 市川能英 氏)
- 47 **特別寄稿 安心・安全を守る**  
**食品の安全を創るシステム**  
(株式会社環境設計 代表取締役 八反田淳一 氏)
- 53 **TRY!温暖化防止と環境のために**  
**地球にやさしい環境**の維持を!  
(株式会社南日本総合サービス 常務取締役 平瀬雅和 氏)
- 55 **地域力連携 連動企画**  
**焼酎に関する消費動向調査**
- 63 **インフォメーション** (商工中金の新たなセーフティーネット貸付制度 など)
- 66 **中央会の動き** (組合等事務局代表者講習会)
- 67 **業界情報** (平成 21 年 7 月情報連絡員報告)
- 69 **倒産概況** (平成 21 年 7 月鹿児島県内企業倒産概況)
- 71 **中央会関連主要行事予定**

# 中小企業のための融資・助成・補助事業

鹿児島県内の各市町の融資・助成・補助事業をご紹介します。詳細な情報やご相談については、各市役所・町役場にお問い合わせください。優遇措置などについては、適用要件に詳細な条件が設定されている場合があります。

鹿児島市	( 1P)	鹿屋市	( 6P)	枕崎市	( 8P)
出水市	( 9P)	薩摩川内市	(10P)	阿久根市	(11P)
伊佐市	(13P)	指宿市	(14P)	西之表市	(14P)
日置市	(15P)	曾於市	(15P)	霧島市	(16P)
いちき串木野市	(19P)	南さつま市	(22P)	志布志市	(25P)
奄美市	(25P)	垂水市	(29P)	南九州市	(29P)
加治木町	(30P)	さつま町	(31P)		

上記以外の町村に関しては、役場の中小企業支援担当者にお問い合わせください。

## ● 鹿児島市

### ●鹿児島市中小企業融資制度

鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者(創業支援資金を除く)に対して、経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けていますので、ご利用ください。

#### 主な申込要件

- ① 納期の到来している市税を完納していること
- ② 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実に認められること
- ③ 許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がなされていること
- ④ 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

※ 銀行取引停止処分や保証協会の延滞・求償権のある人は申込みできません。

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

◇融資利率については、金融情勢により変動することがありますので、あらかじめお問い合わせください。

◇信用保証協会の保証料(表内の保証料補助)に対しては、市が補助しています。

◇各表内の注記については 6P に説明があります。

#### 融資の対象にならない主な業種

農業、漁業、金融・保険業(損害保険代理業、生命保険代理店などを除く)

バー、スナックなどの風俗営業(食事の提供を主目的とする飲食業を除く)

### ■協同組合等活性化資金

利用者	従業員福利厚生対策及び商店街活性化対策などを行う、法に基づく組合とその組合員
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	組合 6,000 万円以内 組合員 3,000 万円以内 事業実績が 6 月未満の 組合 2,000 万円以内 組合員 1,000 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(1 年据置含) 設備 10 年以内(1 年 6 月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.2% 1 年超 3 年以内 年 2.3% 3 年超 7 年以内 年 2.6% 7 年超 年 2.7%
信用保証料率(注 9)	信用保証協会の保証を必要としない
連帯保証人	原則として 1 人以上
取扱金融機関	商工組合中央金庫

### ■大島紬緊急救済対策資金

利用者	売上不振等から不況に陥っている大島紬関係の法に基づく組合とその組合員
資金使途	運転資金
融資金額	組合 5,000 万円以内 組合員 2,000 万円以内
融資期間	3 年以内(1 年据置含)
償還方法	一括又は分割償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.2% (売上減 年 1.95%) 1 年超 年 2.3%
信用保証料率(注 9)	信用保証協会の保証を必要としない
連帯保証人	原則として 1 人以上
取扱金融機関	商工組合中央金庫

### ■産業振興資金

利用者	事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(1 年据置含) 設備 10 年以内(1 年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.2% 1 年超 3 年以内 年 2.3% 3 年超 7 年以内 年 2.6% 7 年超 年 2.7%
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	1/2(注 10)
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)

取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合
--------	--

#### ■短期事業資金

利用者	短期の運転資金が必要な方
資金使途	運転資金
融資金額	600万円以内 組合 1,000万円以内
融資期間	1年以内
償還方法	一括又は分割償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 2.15%
信用保証料率(注9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	1/2(注10)
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

#### ■特別小口資金(責任共有対象外)

利用者	同一事業を1年以上経営している小規模企業者(注1) 市県民税に所得割が課されている方 申込みのとき、保証協会の保証残高のない方(注2)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,250万円以内
融資期間	7年以内(1年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 2.15% 1年超 3年以内 年 2.25% 3年超 年 2.55%
信用保証料率(注9)	無担保:年 0.65%
保証料補助	3/5
連帯保証人	不要
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

#### ■小規模企業支援資金(責任共有対象外)

利用者	中小企業信用保険法第2条第2項に規定する小規模企業者(注1)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,250万円以内 (ただし、既存の保証残高との合計の範囲内とする)
融資期間	7年以内(1年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 2.15% 1年超 3年以内 年 2.25% 3年超 年 2.55%
信用保証料率(注9)	有担保:年 0.4%~2.1% 無担保:年 0.5%~2.2%

保証料補助	3/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

#### ■経営安定化資金(特定中小企業者)

利用者	中小企業信用保険法第2条第4項第1号～8号に規定する特定中小企業者 (国のセーフティネット保証制度に対応)・・・(注 3)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(2 年据置含) 設備 10 年以内(2 年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.1% 1 年超 3 年以内 年 2.2% 3 年超 7 年以内 年 2.5% 7 年超 年 2.6%
信用保証料率(注 9)	1～6 号:年 0.87% 7～8 号:年 0.80%
保証料補助	4/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

#### ■経営安定化資金(経済環境変化等)

利用者	経済環境の変化等により一時的に売上が減少しているなど、特に市長が認める方(注 5)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(2 年据置含) 設備 10 年以内(2 年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.1% 1 年超 3 年以内 年 2.2% 3 年超 7 年以内 年 2.5% 7 年超 年 2.6%
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%～1.80% 無担保:年 0.45%～1.90%
保証料補助	4/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

#### ■環境配慮促進資金

利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ISO14001 の認証取得に資金が必要な方</li> <li>● 低公害車(ハイブリッド、電気、天然ガス自動車)を購入する方</li> <li>● 太陽光発電施設や公害防止施設の設置等に資金が必要な方</li> <li>● ISO14001、エコアクション 21、KESの認証を取得している方で、事業資金が必要な方</li> </ul>
資金使途	運転資金・設備資金

融資金額	3,000 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(1 年据置含) 設備 10 年以内(1 年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.15% 1 年超 3 年以内 年 2.25% 3 年超 7 年以内 年 2.55% 7 年超 年 2.65%
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	4/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・商工組合中央金庫

### ■災害対策資金

利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火災や風水害などの災害を受けた方</li> <li>● 桜島降灰のため、経営に影響を受けている方</li> </ul>
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,500 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(2 年据置含) 設備 10 年以内(3 年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.1% 1 年超 3 年以内 年 2.2% 3 年超 7 年以内 年 2.5% 7 年超 年 2.6%
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	全額
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・商工組合中央金庫

### ■創業支援資金

利用者	市内で新たに事業を開始する方(事業実績のない方や事業実績が 6 月未満の方も対象)
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,000 万円以内(うち運転資金は 700 万円以内) ただし必要額の 80%以内(注 7)
融資期間	運転 7 年以内(1 年据置含) 設備 10 年以内(1 年 6 月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.15% 1 年超 3 年以内 年 2.25% 3 年超 7 年以内 年 2.55% 7 年超 年 2.65% (注 8)
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	2/3
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

## ■新事業展開支援資金

利用者	同一事業を1年以上営んでいる方で、次のいずれかに該当する方 ・事業転換や多角化をするための資金が必要な方 ・市内において新規雇用を伴う事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行うために資金が必要な方 …注 6
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	(転業・多角化)1,200 万円以内 (事業拡大)3,000 万円以内
融資期間	運転 7 年以内(1 年据置含) 設備 10 年以内(1 年 6 月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1 年以内 年 2.15% 1 年超 3 年以内 年 2.25% 3 年超 7 年以内 年 2.55% 7 年超 年 2.65% (注 8)
信用保証料率(注 9)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	2/3
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 11)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合

(注 1) 小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が 20 人(商業又はサービス業は 5 人)以下の事業者です。

(注 2) 残高の完済を条件に融資を申し込むことができます。

(注 3) 大型倒産や取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じているなどの要件を満たし、市長の認定を受けたもの。

(注 4) 国が指定する業種に属する事業を行っており、売上が減少しているなどの要件を満たし、市長の認定を受けたもの。

(注 5) 経済環境変化等の申込みには、市長の認定を要します。

(注 6) 移転、増設等は対象となりません。

(注 7) 開業業種に係る事業従事経験が 3 年未満の方の融資金額は自己資金と同額以内となります。

(注 8) 創業支援資金の融資を受ける方に対しては、当初 12 か月以内の支払利子相当額を補助します。

(上限 30 万円。平成 22 年 3 月 31 日までに融資が実行されたものに限る。)

(注 9) 「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる事業者は、年 0.1%の割引があります。

(注 10) 保証料率が年 1.25%以上の場合は、年 0.6%で算出した保証料相当額を補助します。

(注 11) 鹿児島県信用保証協会の定める取扱いとします。

### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 商工総務課 TEL 099-216-1324(直通) FAX 099-216-1320

## ● 鹿屋市

### ■中小企業資金利子補給金

鹿屋市中小企業資金利子補給金の対象資金の融資を受けた中小企業者に対し、借入資金の利子の一部を補給します。

#### I 対象者の要件

- ① 市内に住所又は事業所を有していること。

② 鹿屋商工会議所、輝北町商工会、串良町商工会、または吾平町商工会の経営指導を受け、かつ、市税を完納しているもの。

## II 利子補給金の内容

### ① 対象資金

- ・鹿児島県中小企業制度資金
- ・株式会社 日本政策金融公庫制度資金  
(普通貸付、経営改善貸付及びセーフティネット貸付(注1)に限る。)
- ・商工貯蓄共済制度資金  
(積立金の範囲内の資金は、除く。)

### ② 利子補給期間

融資実行日から3年間以内

### ③ 利子補給金の額

返済利率のうち1.5%分に相当する額

### ④ 限度額

1事業所あたり 40 万円

※平成 20 年 4 月 1 日以降融資実行を受けた者から適用

注1:セーフティネット貸付については、平成21年1月以降融資実行を受けた者から適用

## III 手続きの方法

商工会議所または商工会へ届出書及び交付申請書を提出してください。

### ■鹿屋市空き店舗活用促進事業のご案内

鹿屋市内の空き店舗を利用して、新たに魅力あふれるお店を創業してみませんか。

新たに新規開業、並びに魅力ある専門店等の出店を行う商店街・通り会及び商工会等に対し、鹿屋市空き店舗活用促進事業補助金を交付し、鹿屋市の商店街活性化を支援します。

#### ●対象者

- ①商店街等(鹿屋市商店街連合会加盟の商店街・通り会及びその他地域商店街の活性化に取り組む団体)
- ②商工会(輝北町商工会、串良町商工会及び吾平町商工会)
- ③商店街等及び商工会の同意を受けた個人等
- ④社会福祉法人
- ⑤特定非営利活動法人

#### ●対象事業

- ①空き店舗を新たな事業の実施の拠点又は不足業種補完のための活動の拠点として活用する事業
- ②空き店舗を活用した、地域住民の交流のためのコミュニティ施設を設置する事業

#### ●対象としない事業

- ①商店街内で移転する事業
- ②仮店舗として出店する事業
- ③倉庫及び事務所として活用する事業
- ④夜間のみ営業店舗事業
- ⑤政治活動又は宗教活動に関する事業
- ⑥公序良俗に反する事業



●対象経費

対象経費	補助金額
店舗改装費	対象経費の2/3以内とし、500,000円を上限とする。
空き店舗を利用するときの家賃12箇月分の支払に要する経費(来客用駐車場代を含み、敷金及び礼金は除く。)	対象経費の1/2以内とし、月額50,000円とする。
誘致宣伝広告費	対象経費の2/3以内とし、300,000円を上限とする。

随時申込受付いたします。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿屋市役所商工観光部商工振興課 TEL 0994-31-1164 (内線 3242)

● 枕 崎 市

■企業誘致促進補助金制度

企業誘致促進補助金の交付を受けるには、枕崎市工業団地分譲基準を満たし、なおかつ次の条件を満たす必要があります。

1. 新規地元雇用者を11人以上雇用する必要があります

事業所の新設及び増設に伴って増加する新規地元雇用者数が11人以上必要です。(ただし、ソフトウェア業・研究開発施設については6人以上。また、4年制大学・総合保養地域整備法に基づく特定民間施設の事業の用に供する施設については、30人以上)

2. 設備投資額について

一定額以上の設備投資が必要です。設備投資額については、業種ごとに必要額が定めてあります。

3. 補助金額

新規地元雇用者数×30万円+設備投資額×2/100(2千万円限度)を補助いたします。

【上記について詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

枕崎市役所 企画調整課 企画調整係 TEL 0993-72-1111(内線 226)

■枕崎市中小企業振興資金融資制度

対象者	市内に住所を有し、原則として同一業種の事業を引き続き6月以上経営している中小企業者であること。 融資の申込みのときまでに納期の到来している市税及び国民健康保険税を完納していること。		
資金の用途	運転資金及び設備資金		
融資額	1企業あたり600万円以内	融資期間	5年以内
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資期間が1年以内の融資:年1.97%以内</li> <li>・ 融資期間が1年を超えて3年以内の融資:年2.17%以内</li> <li>・ 融資期間が3年を超えて5年以内の融資:年2.47%以内</li> </ul>		
償還方法	一括又は分割返済		
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要(ただし、特に必要と認める場合においては、保証協会が認める者の中から立てる場合があります。)		

### ■枕崎市中小企業借入金信用保証料補助

対象者	本市に1年以上居住し、現に事業を営む者で鹿児島県信用保証協会が保証する枕崎市中小企業振興資金を借り入れた者。
補助率	信用保証料の3分の1以内
補助期間	資金の借入れを受けた月から5年以内

【上記について詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

枕崎市役所 水産商工課 商工観光係 TEL 0993-72-1111(内線 462)

## ● 出水市

### <融資制度>

#### ■出水市中小企業振興資金融資制度

目的	市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、市内中小企業の振興を図ること
対象者	① 中小企業基本法に定める中小企業者 ② 市内に住所又は事業所を有し、同一事業を6か月以上経営している者 ③ 納期の到来している市税を完納していること
対象用途	運転資金、設備資金
融資金額	小口資金・・・500万円以内 経営安定特別資金・・・3,000万円以内
融資期間	小口資金・・・5年以内 経営安定特別資金・・・10年以内 (いずれも1年以内の措置期間を含む)
融資利率	2.67%
保証人等	① 原則として2人 ② 鹿児島県信用保証協会の信用保証付
取扱金融機関	鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫、南日本銀行、熊本ファミリー銀行、鹿児島興業信用組合の市内各支店
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

### <助成制度>

#### ■出水市中小企業対策資金利子補給金

概要	中小企業の振興を図るため、資金を借り入れた者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する
対象経費	出水市中小企業振興資金を借り入れた者について、毎年1月1日から12月31日までに支払った当該融資に係る利子
利子補給率	1.2% 但し、緊急支援対策として、平成20年1月1日～平成22年12月末日の融資実行分について、3年間に限り全額補給
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

### ■出水市中小企業借入金信用保証料補給金

概要	中小企業の育成強化を図るため、資金を借り入れたものに対し、予算の範囲内において保証料補給金を交付する
対象者	出水市中小企業振興資金または鹿児島県中小企業振興資金を借り入れた者で、鹿児島県信用保証協会の保証を受けた者
保証料補給率	出水市中小企業振興資金を借り入れた者 保証料の2分の1以内 鹿児島県中小企業振興資金を借り入れた者 保証料の6分の1以内
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

#### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

出水市役所 商工労政課 TEL 0996-63-2111(内線 337)

## ● 薩摩川内市

### ■薩摩川内市中小企業対策利子補助金

目的	市内において事業を営む中小企業者等の負担を軽減し、経営体制の強化を図ることを目的とする。
対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金 (経済対策特別資金, セーフティネット対応資金を除く) 日本政策金融公庫 (普通貸付, 小規模事業者経営改善資金, 新創業融資制度)
対象者	商工会, 商工会議所のあつせんによる中小事業者等
補助対象融資 限度額	1,000万円以内
補助金額	平成20年1月1日から平成22年12月末融資決定分:100%
交付期間	融資決定の日から3年以内
申込先	川内商工会議所及び薩摩川内市商工会

### ■薩摩川内市緊急保証制度保証料補助金

目的	市内において事業を営む中小企業者等の負担を軽減し、経営体制の強化を図ることを目的とする。
対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金 (経済対策特別資金, セーフティネット対応資金など) 各金融機関の事業者向け融資資金
対象者	市内において事業を営む中小事業者等
補助対象融資 限度額	500万円以内
補助金額	融資額500万円までの保証料 ※分割払いの場合は1回目の支払いのみ対象とする。

交付期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月末までに決定した融資資金
申込先	薩摩川内市商工振興課

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

薩摩川内市役所 商工観光部 商工振興課 TEL 0996-23-5111

## ● 阿久根市

### <中小企業者のための融資制度>

#### ■阿久根市中小企業振興資金

##### 【目的】

市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資することにより、本市中小企業の振興を図ることを目的としています。

##### 【融資対象者】

次の(1)、(2)いずれの要件にも該当する方です。

- (1) 市内に住所又は事業所を有し、融資あつせん申込時において同一事業を引き続き6か月以上経営している中小企業者であること。
- (2) 融資あつせん申込時まで、納期の到来している市税等を完納していること。

##### 【融資申込先】

阿久根商工会議所（電話 0996-72-1185）

資金の種類	融資 限度額	融資利率		期間 (うち据置期間)	保証人等
季節資金 (運転資金)	100 万円	2.97%		90 日以内	原則として 2 人以上
小口資金 (運転資金) (設備資金)	※ 1,000 万円	1 年以内	2.97%	※ 7 年以内 (1 年以内)	・法人（原則として代表者のみ） ・鹿児島県信用保証協会の保証付
	1 年超 3 年以内	3.17%			
	3 年超 5 年以内	3.47%			
	5 年超 7 年以内	3.67%			
地場産業 振興資金 (設備資金)	2,000 万円	1 年以内	2.97%	10 年以内 (1 年以内)	
	1 年超 3 年以内	3.17%			
	3 年超 5 年以内	3.47%			
	5 年超 7 年以内	3.67%			
		7 年超 10 年以内	4.07%		

※印については、平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの特例措置です(本来は融資限度額が 500 万円、期間が 5 年)。

#### ■阿久根市中小企業振興資金利子補助金

前記「阿久根市中小企業振興資金」を借り入れた方に対し、利子補助金を交付します。

##### 【補助対象経費】

阿久根市中小企業振興資金(季節資金を除く)の融資を受けた金融機関に、毎年1月1日から12月31日までに支払った当該融資に係る利子

##### 【利子補助率】

2 パーセント ÷ 当該融資利率

**【補助額】**

補助対象経費×利子補助率

※100 円未満切り捨て

**■阿久根市中小企業借入金信用保証料補助金**

中小企業振興資金を借り入れた方に対し、信用保証料補助金を交付します。

**【補助対象経費】**

鹿児島県信用保証協会の保証する、次に掲げる資金の融資に係る保証料

## 1. 阿久根市中小企業振興資金(季節資金を除く)

補助額は、融資を受けた日から1年以内の保証料の全額及び2年目から融資期間満了までの保証料の25パーセント以内の額となります。(100円未満切り捨て)

## 2. 鹿児島県中小企業振興資金のうち、次に定める金額以下の資金

ア 運転資金 1,000万円

イ 設備資金 2,000万円

補助額は、融資を受けた日から融資期間満了までの保証料の25パーセント以内の額となります。(100円未満切り捨て)

**【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】**

阿久根市役所 水産商工観光課 商工観光係 TEL 0996-73-1211(内線 1111)

**<企業立地に関する優遇制度>****■阿久根市企業立地促進補助金**

工場を設置する企業に対し、用地取得費等の一部を助成します。

対象業種	適用要件 (注1)	補助額の算定方法	限度額
製造業 及び ソフト産業	設備投資額 特になし	用地取得費×25パーセント(注2) +10万円×増加雇用者数	用地取得補助 2,500万円
	雇用増 5人超	ソフト産業 専用回線使用料×25パーセント+10万円 ×増加雇用者数、又は、土地・工場賃借料 ×25パーセント+10万円×増加雇用者数	ソフト産業施設補助 2,500万円  雇用促進補助 500万円
			※上記合計額が3,000万円以内、又は、 設備投資等額の10%以内

注1) 市との事前協議が必要です。製造業は用地取得後3年以内の操業開始が要件となります。

なお、ソフト産業は営業開始から3年以内が補助期間となります。

注2) 指定地。認定地の補助率は、20パーセントとなります。

## ■ 条例に基づく固定資産税の課税免除・不均一課税等

製造業等の用に供する生産等設備を新設又は増設した場合、固定資産税を減免します。

対象業種	税の種類 (注1)	地域指定	措置の種類 (注2)	適用要件
製造業 旅館業 ソフトウェア業	固定資産税	過疎地域	課税免除	設備等の取得価額 2,700万円超
製造業 道路貨物運送業 こん包業 卸売業	固定資産税	原子力発電 施設等立地 地域	不均一課税	設備等の取得価額 2,700万円超 雇用増 15人超（製造業を除く）

注1) 固定資産税の減免の適用が受けられる場合、県税(事業税及び不動産取得税)においても同様の措置が適用されます。

注2) 課税免除及び不均一課税(税率軽減)は、いずれも3年間です。

### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

阿久根市役所 企画調整課 企画推進係 TEL 0996-73-1211(内線 1231)

## ● 伊佐市

### ■ 伊佐市商工振興資金利子補給補助金

概要	市内商工業の振興を図るため、商工業者がその事業に必要な資金を大口市商工会、菱刈町商工会及び各生活衛生同業組合(経営特別指導員を有する組合に限る)を通じて、金融機関から借り入れた商工業振興資金に対して補助する利子補給に係る補助金である。借入初年度に限り、その利子の一部を補助する。
対象制度資金	補助金の対象となる資金の種類は下記のとおり (1) 鹿児島県制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金 (3) 商工貯蓄共済制度資金
資金使途	設備・運転資金
補助率	補助対象事業額(借入額)の1.5%以内
助成額	補助対象事業額(借入金)に上記補助率を乗じて得た額。ただし、限度額は年度内1事業者当たり上限30万円とする。
補助対象	(1) 市内に6か月以上継続して住所及び事業所を有していること。 (2) 商工会等の会員であること。 (3) 商工会等の金融斡旋に基づく資金の借入であること。 (4) 市民税・固定資産税等の滞納がないこと。 (5) 上記概要に趣旨が一致していること。

### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

伊佐市役所 地域振興課 商工振興係 TEL 0995-23-1311(内線 1252)

## ● 指 宿 市

### ■指宿市商工業制度資金利子補給助成金

概要	市内に1年以上住所及び事業所を有する中小企業者で、商工会議所及び商工会の会員が、商工会議所等を通じて制度資金を利用した場合に対して助成するものとする。ただし、市税等の滞納がない者とする
対象制度資金	(1) 鹿児島県中小企業制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金(教育貸付及び恩給担保貸付資金は除く) (3) 商工貯蓄共済融資制度資金(積立金の範囲内の資金は除く)
助成金の交付制限等	助成金は単年度限り。毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対して交付するものとする。
助成率	当該期間に融資を受けた総額の1%以内(ただし、借入利率が助成率を下回る場合はその率)とし、1事業者への助成額は、20万円を限度とする。 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

指宿市役所 産業振興部 商工水産課 TEL 0993-22-2111

## ● 西 之 表 市

### ■中小企業振興資金融資

目的	西之表市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、中小企業の振興を図る
融資対象者	市内に6か月以上住所・事業所を有し、引き続き6か月以上経営している中小企業者
申込先	西之表市商工会
融資金額・期間	融資金額 500万円 融資期間 5年以内(1年以内の据置期間含む)

### ■中小企業振興資金信用保証料補助金

目的	中小企業振興資金を借り入れた者に対し予算の範囲内において、中小企業の振興資金信用保証料補助金を交付し中小企業の育成強化振興を図る
融資対象者	市内に6か月以上居住し現に企業を営んでいるもので、西之表市及び鹿児島県中小企業振興資金の融資を受け、鹿児島県信用保証協会の保証を受けている者
申請条件	・ 金融機関の証明書 ・ 交付申請日 毎年3月(ただし年度途中申請あり) ・ 融資を受けた日から1年以内
補助金交付申請	交付申請書を西之表市長に提出をする
補助金額	西之表市中小企業振興資金 保証料の40%以内 鹿児島県中小企業振興資金 保証料の20%以内

#### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

西之表市役所 経済観光課 商工政策係 TEL 0997-22-1111(内線 271)

## ● 日 置 市

### ■商工業制度資金等利子補給補助金

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内在住の商工業者</li> <li>・ 市外の事業者については、市内に事業所を有し、日置市商工会に加入している商工業者</li> </ul>
1.対象資金名	商工会を通じて借り入れた各種制度資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県信用保証協会を通じての県制度資金</li> <li>・ 日本政策金融公庫の普通貸付、経営改善貸付資金、環境衛生貸付資金</li> <li>・ 鹿児島県商工会連合会の制度資金としての商工貯蓄共済貸付制度等</li> </ul>
2.資金種別	<b>設備資金</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内において店舗改装又は機械備品の購入等(屋号なき車両を除く)事業経営に必要な設備投資(造成費を含む)を行うため借り入れた資金。(ただし、用地費及び住居部分についての借り入れは、対象としない)</li> </ul> <b>運転資金</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内において事業を行うための資金で、借替にあたる資金は対象としない。</li> </ul>
3.借入額 返済期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借入額が上記 1.2.に掲げる区分ごとに 1 件につき 100 万円以上で、かつ返済期間が 36 月以上</li> </ul>
補助率及び補助 対象限度額	融資利率を上限とし、 設備投資が借入額の 2%以内 運転資金が借入額の 1.5%以内 補助対象限度額は、 設備投資が 2,500 万円 運転資金が 2,000 万円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関が発行する借入金明細証明書</li> <li>・ 委任状</li> <li>・ 設備投資の実施を確認できる書類(事業が完了している場合にあつては、写真及び領収書の写し。事業の完了していないものにあつては、契約書等の写し)</li> </ul> ※設備投資資金のみ
提出先	日置市商工会

#### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

日置市役所 総務企画部 商工観光課 TEL 099-273-2111

## ● 曾 於 市

### ■曾於市商工会員の設備投資に対する利子補給補助金

目的	曾於市商工会員が、消費者の市内での購買意欲向上を図るため施設設備の新設及び改造に要した借入金の償還利子の一部を補助することにより、本市商業の発展を期することを目的とする。
----	---



補助対象とする 施設設備	(1) 店舗の新築及び増改築 (2) 営業用貨物自動車(軽貨物及びライトバンを含む)の購入。ただし、営業用である旨の表示をしたものに限る。 (3) 陳列ケース等販売対策設備の購入及び改造
補助資格	(1) 販売対策に意欲のあること (2) 本市に住所を有していること (3) 曾於市商工会(以下「商工会」という)に加入し、かつ、商工会による経営指導を受けていること (4) 営業所得が総所得の 50 パーセントを超えていること (5) 税の滞納のないこと (6) 目的に合っていること
補助金額	(1) 補助金の額は、金融機関から借り入れた総額の借入利息の 50 パーセントとし、3 か年に分けて補助する。 (2) 前項に規定する補助金の額は、1 商工会員当たり 1 件 100 万円を限度とする。 (3) 第 1 項に規定する金融機関は、日本政策金融公庫、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島興業信用組合及び市長が特に認めたものとする。

#### ■曾於市緊急経済対策商工業借入金保証料補助

目的	需要減少・原材料価格上昇等による厳しい経営環境に対応し、市内商工業者の経営の安定を図るため、中小企業が借り入れた緊急保証制度により借入金の保証料の一部を補助する。
補助対象	平成 20 年 10 月 31 日から平成 22 年 3 月 31 日までの期間に信用保証協会が受付した市内の商工業者で、次に掲げる商工業者とする。 (1) 保険法第 2 条第 4 項の規定による認定申請をし、市の認定後に信用保証協会が信用保証決定した商工業者 (2) 市税の滞納等がない商工業者
補助金額	(1) 補助金の額は、信用保証料額の 50%(算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てた額)とする。 (2) 1 事業者の信用保証料補助対象借入限度額、個人で 500 万円、法人で 1,000 万円とする。

#### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

曾於市役所 経済課 商工観光係 TEL 0986-76-8808

## ● 霧 島 市

#### ■霧島市商工業資金利子補給補助金

目的	市内商工業者の育成及び商工業の振興を目的とし、商工業者の経営の安定を図るため、制度資金の借入者に対して、規則に定めるところにより利子補給補助金を交付します。
----	--

補助対象となる制度資金	市内の商工業者で、霧島商工会議所、霧島市商工会に加入し、かつ、市税を完納している会員が、商工会議所又は商工会を通じて利用した次に掲げる制度資金とします。 1. 鹿児島県制度資金 2. 日本政策金融公庫 3. 商工貯蓄共済制度資金 ※但し、前項に掲げる制度資金のうち、次に該当する資金は対象としません。 1. 借入期間1年未満の資金 2. 商工貯蓄共済制度資金のうち積立金の範囲内の資金 3. 霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金の交付対象となる資金
補助対象期間	補助金は、単年度補助とし、毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対し交付します。
補助率及び利子補給対象借入限度額	補助率は、借入金額の1パーセント(1,000円未満切り捨て)とし、1事業者の利子補給対象借入限度額は2,000万円とします。 ただし、平成20年12月10日から平成21年12月31日までに融資を受けたかたの補助率は、借入金額の2%(1,000円未満切り捨て)となり、1事業者の利子補給対象借入限度額は2,000万円となります。
申請書提出先	補助対象となる制度資金を利用した際に窓口となった商工会議所又は商工会
申請書類	提出していただく書類等については以下のとおり。 ※申請書類については商工会議所及び商工会にあります。 ・ 委任状(商工会議所及び商工会が一括して申請等を行なうため必要になります) ・ 借用証書の写し又は融資実行後の保証書の写し ・ 市税の滞納がないことを証する書類(市の発行する滞納なし証明等) ・ 融資実行日が確認できる書類(支払明細書等)
提出期間	毎年、商工会議所、商工会の定める日までに申請して下さい。

#### ■霧島市緊急経済対策商工業借入金信用保証料補助金

目的	霧島市緊急経済対策の一環として、市内商工業者の経営の安定を図るため、制度資金の借入者に対して、信用保証料補助金を交付します。
補助対象となる制度資金	市内の商工業者で、霧島商工会議所または霧島市商工会に加入し、かつ市税を完納している会員が、商工会議所または商工会を通じて利用した、「鹿児島県制度資金の経済対策特別資金」です。
補助対象期間	補助金交付が受けられる期間は、平成20年11月18日から平成22年3月31日です。ただし、補助金は、単年度補助(1融資に対し1回限り)とし、毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けたものに対して交付します。
補助金額	信用保証料0.11%に相当する額(1,000円未満切り捨て)
申請書提出先	補助対象となる制度資金を利用した際に窓口となった商工会議所または商工会

申請書類	<p>※申請書類については商工会議所および商工会にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状</li> <li>・借用証書の写し又は融資実行後の保証書の写し</li> <li>・市税の滞納がないことを証する書類(市の発行する滞納なし証明等)</li> <li>・融資実行日および県の保証料負担割合がわかる書類 (支払明細書・お客様控え等)</li> </ul>
提出期間	<p>商工会議所および商工会の定める日までに期間厳守で申請してください。 (期間厳守！)</p>

### ■霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金

目的	<p>台風、豪雨、洪水、地震等の災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、災害復旧のために借入れた資金について、当該資金に係る金利負担を軽減するため、霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金を交付します。</p>								
補助対象となる制度資金	<p>県内における災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、市町村長、消防署長等の被災証明を受け、災害発生の日から概ね 6 月以内で、災害の都度、市長が定める期間において災害復旧の目的で借入申込みを行った次の資金とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の資金</li> <li>2. 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に規定する緊急災害対策資金</li> <li>3. 県内市町村制度資金</li> </ol>								
補助対象期間	<p>償還開始(支払利息開始のみを含む。)の日の属する月から起算して5年間とし、各年度ごとに、前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に支払った災害復旧資金に係る支払利息について申請するものとします。</p>								
補助率及び利子補給対象借入限度額	<p>補助率は、次の各融資金額区分ごとに算出した額とし、100円未満は切り捨てるものとします。なお、1事業者の利子補給対象借入限度額は1,500万円とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>融資区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>年1.80%</td> </tr> <tr> <td>200万円超 600万円以下</td> <td>年1.35%</td> </tr> <tr> <td>600万円超 1,500万円以下</td> <td>年0.90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助率が融資利率を上回る場合の補助率は融資利率と同率とします。</p>	融資区分	補助率	200万円以下	年1.80%	200万円超 600万円以下	年1.35%	600万円超 1,500万円以下	年0.90%
融資区分	補助率								
200万円以下	年1.80%								
200万円超 600万円以下	年1.35%								
600万円超 1,500万円以下	年0.90%								
申請書提出先	<p>本庁商工労政課又は各総合支所産業振興課に、補助計算期間の翌年の2月5日までに提出してください。</p>								
申請書類	<p>申請時必要な書類は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業災害復旧資金利子補助金交付申請書</li> <li>・ 中小企業災害復旧資金利息支払証明願</li> <li>・ 災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書又は証明書の写し</li> <li>・ 事業報告書</li> <li>・ 市長が必要と認める書類</li> </ul>								

## ■霧島市商店街活性化事業補助

目的	本市商工業の活性化を図るため、予算の範囲内において交付する霧島市商店街活性化事業補助金について必要な事項を定め、もって本市の商工業の振興及び整備に寄与することを目的とする。
補助対象者	補助対象者は本市内各通り会等の会長とする。なお、通り会とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小売業・飲食業・その他サービス業等の店舗により、ほぼ連続した形で商店街が形成されている通りの商店主等で組織された団体</li> <li>2. 会員の総意に基づく会則・規則等が整備されていること</li> <li>3. 会員の総意に基づく予算書・決算書等が調整され、健全な運営が継続してなされていること</li> <li>4. 役員体制が確立されていること</li> </ol>
申請窓口	商工観光部 商工観光政策課 商工労政 G ※申請にあたっては、事前に担当課窓口までご相談ください。
補助対象事業等	<b>計画策定・調査事業等</b> 勉強会・研修会等又はイベントの実施に要する費用で相当と認められるもの。 (ただし、初年度限りの補助とする) 補助限度額:1 通り会 1 事業あたり 60 万円 <b>施設整備事業</b> 街路灯及びイルミネーション等の新設、又は修繕に要する費用で相当と認められるもの。(スポンサー付広告灯・防犯灯については補助対象外) 補助限度額:1 通り会 1 事業あたり 600 万円
補助率	50%以内

### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

霧島市役所 商工観光部 商工観光政策課 商工労政グループ TEL 0995-45-5111(内線 2511)

## ● いちき串木野市

### ■企業の誘致促進及び育成に関する条例

#### 【制度】事業所等設置補助

対象要件	補助金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市との立地協定</li> <li>・ 設備投資額が1億円超(用地取得費を除く)</li> <li>・ 新規地元雇用者10人超</li> </ul>	雇用者1人につき 10 万円を乗じた額 (設備投資額の 10/100 の範囲内で、3,000 万円が限度)

**【制度】用地取得補助**

対象要件	補助金
(市外事業者) ・市との立地協定 ・事業所用地 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ・用地取得後 3 年以内に操業を開始した者 ・新規地元雇用者 10 人超 (市内事業者) ・事業所用地 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ・用地取得後 3 年以内に操業を開始した者 ・新規地元雇用者 5 人超(西薩工業団地は除く) ・環境基本法等に違反していないこと	○用地取得価格の 30/100 ・限度額 (西薩中核工業団地内) 新規地元雇用者数が 20 人未満:3,000 万円 20 人以上 10 人未満:4,000 万円 30 人以上:5,000 万円 (西薩工業団地以外) 雇用者数に関係なく 3,000 万円

**【制度】固定資産税補助**

対象要件	補助金
・青色申告の事業者 ・事業所等の固定資産の取得価格が 5,000 万円超 ・新規地元雇用者 5 人超 ・環境基本法等に違反していないこと	事業所等及び用地に係る固定資産税額の 50/100 に相当する額(用地は、用地取得から 1 年以内に事業所等を建設に着手した事業所用地に限る。)

**【制度】事業所用水使用料補助**

対象要件	補助金
・事業所用水に市上水道を使用する事業者 ・使用料が年間 3 万トン超(西薩工業団地は除く) ・環境基本法等に違反していないこと	○6 年間補助 (西薩工業団地内) 年間使用料から基本料金と年間使用料に 1 m <sup>3</sup> 当たり 55 円を乗じた額に、消費税法に規定する税率を乗じて得た額及び消費税額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をそれぞれ加えた額を控除した額 <b>【算定式:補助金額=年間使用金額-(基本料金+年間水量×55 円/t)×1.05】</b> (西薩工業団地以外) ・3 万トンを超え 10 万トンまで:3 万トン超える分にかかる使用料の 100 分の 20 に相当する額 ・10 万トンを超え 20 万トンまで:10 万トン超える分にかかる使用料の 100 分の 30 に相当する額 ・20 万トンを超える分: 20 万トン超える分にかかる使用料の 100 分の 40 に相当する額

**【制度】給水装置設置補助**

対象要件	補助金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西薩中核工業団地に新たに事業所を設置し、給水装置を新設した事業者</li> <li>・ 環境基本法等に違反していないこと</li> </ul>	市が布設した配水管から事業所用地の境界までに係る給水装置の新設工事に相当する額

**■ 串木野港開港促進補助金交付要綱:開港促進補助金**

対象要件	補助金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国との商取引を行う商社・製造業またはこれに類する事業者。</li> <li>・ 串木野港を利用して行われる外国貿易活動。ただし、水産物の洋上輸出、LPG等の石油類およびチップ等の製紙原材料の輸入は除く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンテナ貨物:コンテナ1個当たり2万円</li> <li>・ バラ貨物:貨物10kg当たり1円</li> <li>・ 不開港出入許可に係る経費</li> <li>・ 不開港入港許可手数料</li> <li>・ 不開港入港許可に係る串木野港以外の係留料</li> <li>・ 不開港入港許可に係る串木野港以外の綱取放し料(限度額)</li> <li>・ 補助対象貿易活動1回につき10万円</li> <li>・ 1補助事業者が受けることのできる補助金の額は単年度当たり100万円を限度とする。</li> </ul>

**■ 電源地域にかかる優遇制度:原子力発電施設等周辺地域交付金**

原子力発電施設等の能力区分に応じて、当該市町村の一般家庭等の契約口数、工場などの契約キロワット数を乗じて得られる金額の合計。	<p>○隣接市町村に該当</p> <p><b>【交付額】</b>基本単価表62円×月契約キロワット数 (原子力発電施設等が新・増設された場合は特別単価による割増措置あり)</p>
--	---

**■ 電源地域にかかる優遇制度:原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金(F補助金)**

**【対象】**原子力発電所施設などの周辺地域で新設・増設(契約電力の増加があること)した3人以上を雇用した企業。

**【内容】**支払った電気料金に対して8年間、半期ごとに給付金が受けられます。

**【交付要件】**特例加算を受ける場合、新設で1000万円以上・増設で500万円以上の設備投資が行われること。

○隣接市町村に該当

**【交付額(半期ごと)】**①契約電力分+②特例加算分

①契約電力分

増加した契約電力に支払電気料金に応じて定めた単価を乗じて算定

◎契約電力×(算定単価-125円)×電気料金支払月数

(↑市来地域は0円)

半期毎の支払電気料金 契約電力×半期毎の支払月数	算定単価 (串木野地域)	算定単価 (市来地域)
～ 1500円未満	750円	375円
1500円以上 2500円未満	1000円	500円
2500円以上 3500円未満	1500円	750円
3500円以上 4000円未満	2000円	1000円

4500 円以上 5000 円未満	2500 円	1250 円
以降 1000 円刻み	以降 500 円刻み	以降 250 円刻み

②特例加算分

製造業及び自治体で支援制度を整備している特定業種に対して、新規に雇用した人数に応じて加算。

◎新規に雇用した人数×15 万円(半期ごと、隣接市町村単価)

③交付限度額:イ・ロのいずれか小さい額

イ:算定契約電力×(算定単価×係数-交付金単価)×支払月数

ロ:半期の電気料金×係数-(実契約電力×交付金単価×支払月数)

■税制上の優遇制度:産業開発促進条例

対象要件	減免される地方税	奨励金	地域開発指定の種類及び年月日
	固定資産税		
工業等の用に供する施設の新増設で設備等の取得価額が 2,700 万円超	3 年間免除あるいは不均一課税	<b>第 1 年度:</b> 不均一課税を受けた後に納付すべき税額の 10/10 以内の額 <b>第 2 年度:</b> 不均一課税を受けた後に納付すべき税額の 7/10 以内の額 <b>第 3 年度:</b> 不均一課税を受けた後に納付すべき税額の 5/10 以内の額	原発 ( H14.3.19 ) 半島 ( S61.3.31 ) 農工

■中小企業等への融資制度

融資制度についてはお電話等でお問い合わせください

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

いちき串木野市役所 商工観光課 TEL 0996-33-5638 FAX 0996-32-3124

● 南 さ つ ま 市

■南さつま市中小企業小口資金融資制度

目的	市内の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定めるものをいう。)の事業に必要な小口資金を融資し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。
取扱金融機関	次の各号に掲げる市内の区域に応じ、それぞれ当該各号に掲げる市に所在する鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫又は鹿児島興業信用組合の支店を通じて行うものとする。 (1) 坊津地域 南さつま市又は枕崎市 (2) 金峰地域 南さつま市又は日置市(同市吹上町の地域に限る。) (3) 前2号以外の地域 南さつま市
融資対象者	(1) 市内に住居を有し、原則として同一業種鹿児島県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証対象業種に限る。)の事業を引き続き1年以上経営している中小企業者であること。 (2) 融資申込みのときまでに納期の到来している市税を完納していること。

資金使途	経営資金
限度額	1企業あたり500万円以内
融資の期間	5年以内(うち、据置き6か月以内)
融資の利率	鹿児島県中小企業制度資金融資要綱(昭和47年鹿児島県告示第1218号)別表第1中小企業振興資金の項中に定める利率
償還の方法	一括(融資期間1年以内の融資に限る。)又は分割返済
連帯保証人	法人の代表者。ただし、協会が他に必要と認める場合は、協会が認める者の中から立てるものとする。
融資申込み	融資を受けようとする者は、小口資金借入申込書に市税納税証明書及び取扱金融機関が必要とする書類を添え、毎月10日までに管轄する商工会議所又は商工会(以下「商工会議所等」という。)に申し込むものとする。
その他	この制度による融資については、すべて協会の信用保証に付するものとし、保証料は、協会の定めるところによる。

#### ■南さつま市中小企業借入金信用保証料補助金

目的	市内の中小企業者が金融機関から融資を受けた資金に係る信用保証料の負担の軽減を図り、もって市内中小企業の育成強化及び商工振興に寄与することを目的とする。
信用保証料の補助	本市に1年以上住所又は事業所を有し、現に事業を営む者で、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に規定する資金に係る信用保証料に相当する額を補助するものとする。 (1) 南さつま市中小企業小口資金を借り入れた者 (2) 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱(昭和47年鹿児島県告示第1218号)第3条第15号に規定する離職者緊急雇用確保資金を借り入れた者(限度額30万円)
補助金の申請	補助金の申請をしようとする者は、融資資金を借り入れた日から3か月以内に信用保証料補助金交付申請書を商工会議所又は商工会を通じて市長に提出しなければならない。
補助金の請求	補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付決定通知書の写しを添付し、商工会議所又は商工会を通じて、速やかに市長に請求しなければならない。

#### ■南さつま市商工振興資金利子補給補助金

目的	市内商工業の育成及び振興を目的とし、商工業者の経営の安定を図ることを目的とする。
補助対象	市内在住の商工業者が、商工会議所又は商工会(以下「商工会議所等」という。)を通じて借り入れた次のいずれにも該当する制度資金を補助対象とする。 (1) 事業経営に必要な運転又は設備資金で、借入額100万円以上かつ借入期間が3年以上の制度資金(返済した期間が1年未満の制度資金及び借入れの日から3年を経過していない制度資金の借り換えに係る制度資金を除く。) (2) 県信用保証協会を通じての県中小企業融資制度資金、日本政策金融公庫制度資金、商工貯蓄共済融資制度資金
補助対象者	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に基づく小規模企業者とする。ただし、南さつま市企業立地促進条例(平成17年南さつま市条例第93号)により補助金の交付を受けた者は、対象外とする。



補助方法	補助金は、単年度限りとし、毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対して交付するものとする。
補助率及び交付限度額	補助率は、融資を受けた金額の2パーセント以内とし、一事業者への補助額は、50万円(融資額2,500万円)を限度とする。なお、補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
補助金の交付申請	補助金の交付を受けようとする者は、商工会議所会頭又は商工会長(以下「商工会議所会頭等」という。)を代理人として委任し、商工会議所会頭等は、商工振興資金利子補給補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 委任状 (2) 借入の実行を確認できる書類等

### ■南さつま市企業立地促進補助金

目的	本市内に事業所を新設し、若しくは増設し、又は既存の事業所を移転しようとする者に対し、企業立地を促進するため補助金の交付措置を行い、もって本市における産業の振興及び雇用の増大を図ることを目的とする。
補助の対象	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、研究開発施設、4年制大学及び特定民間施設を新設、増設及び移設をした者で、次のいずれにも該当するものとする。ただし、南さつま市及び南さつま市土地開発公社が所有する土地を取得した場合は、補助対象者とししない。 (1) 事業所の用に供する土地を取得した後3年以内に当該土地で事業所の操業を開始していること。 (2) 取得した事業所用地の総面積が2,000平方メートル(増設の場合は、1,000平方メートル)以上であること。 (3) 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく工場適地、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)に基づく工業導入地区又は市の誘致企業としての立地協定に基づく誘致地区に設置されるものであること。 (4) 事業所の雇用者数が、事業所の操業開始時において10人(増設及び移転の場合にあつては、雇用者増5人)を超えるものであること。 (5) 南さつま市公害防止条例(平成17年南さつま市条例第82号)その他の関係法令に違反していないこと。
補助金の額	対象事業者が新たに取得した土地のうち、市長が事業所の用に供したと認める土地の取得価格(取得価格には造成費を含むものとし、第2条第13号の場合にあつては、既存の事業所用地の適正な評価額を控除して得た額とする。)の100分の30(増設及び移転の場合は、100分の20)に相当する額を事業所用地取得補助金として交付する。 補助金の限度額は、4,500万円とする。ただし、増設及び移転にあつては、2,000万円とする。
補助金の申請	補助金を受けようとする事業者は、あらかじめ新設、増設又は移転しようとする事業所の施設ごとに市長に申請し、指定を受けなければならない。

### 【上記について詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

南さつま市役所 商工観光課 TEL 0993-53-2111

## ● 志布志市

### ■ 商工後継者技術習得助成事業補助金

目的	志布志市商工会(以下「本会」という)会員企業の従業員等の人材育成のため、実践的かつ体系的な研修の受講を支援することを目的としています。
対象者	① 個人会員及び事業に従事する家族従業員 ② 法人の役員及び従業員 ③ 会長が特に認めたもの
対象となる研修先	① 中小企業大学校((独)中小企業基盤整備機構) ② 技能開発センター等((独)雇用・能力開発機構) ③ その他公的な中小企業関連団体で、会長が認めたもの
対象となる研修期間	1日以上研修が対象になります。
助成金の申請と助成額	① 助成金の申請は、研修日の1週間前までに別紙「申請書」を本会にご提出下さい。 ② 助成金の金額は、受講料・旅費の2/3以下で、1企業につき3万円以内とします。但し、公的機関からこの研修に対して助成金の支給がある場合は、受講料からその支給金額を差し引いた金額と2/3の金額とのいずれか少ない金額とします。
報告	研修終了後、1週間以内に必要な書類を添えて「研修終了報告書」により会長に報告しなければなりません。
助成金の請求及び支給	① 研修終了報告と同時に「請求書」により請求して下さい。 ② 確認のうえ助成金を支給します。
助成金支給の取消等	次のいずれかに該当する場合は、助成金の支給を取消または返還して頂きます。 ① 申請書に虚偽があるとき ② 受講者の都合で研修を終了できなかったとき ③ 申請者または受講者が本会の信用を傷つけ、または不名誉な行為をしたとき

### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

志布志市役所 港湾商工課 TEL 099-474-1111

## ● 奄美市

### ■ まちづくり交付金事業

補助の目的	都市再生整備計画に基づき、基幹事業(ハード)と一体となった提案事業(ソフト)の実施により、中心市街地の定住人口の増加と賑わいのある商業空間への再生を図る。
補助の対象となる事業	都市再生整備計画に位置づけられた事業(空き店舗活用事業、イベント開催、まちづくり組織づくり等)であること。 ※詳細については、奄美市役所産業情報政策課にお問い合わせ下さい。
補助対象者	① 交付対象地区の事業者・飲食業者等で構成される団体 ② 交付対象地区の活性化に意欲を有するNPO法人 ③ 前2者以外に市長が適当と認める団体
補助限度額及び補助率	補助対象経費の10分の9以内で予算の範囲内

## ■奄美市大島紬販路開拓資金融資

補助の目的	大島紬の販路開拓を進め、産地在庫の適正化を図るとともに、大島紬販売業者の経営の合理化とその安定を図るために必要な運転資金を融資することにより、大島紬の振興発展と産地体制の確立を促進することを目的とする。
融資対象	融資の対象は、次の要件を備える大島紬販売業者及び大島紬販売業を営む団体とする。 (1) 奄美市内に住所を有する者であること (2) 大島紬販売業を営み、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条に規定する組合であること (3) 前号に規定する組合の組合員(以下「組合員」という。)であること
転貸融資	組合員に対する融資は、組合の転貸により行うものとする
資金の使途	資金の使途は、新規販路の開拓事業、共販事業及び在庫調整に必要な運転資金並びに組合員の事業運営に必要な運転資金とする
融資の条件	商工中金が行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 融資の限度額 商工中金 12 億 8,795 万円以内 (2) 融資期間 1年以内 (3) 利率 年 1.875 パーセント (4) 償還方法 一括又は分割償還 (5) 担保等 商工中金の定めるところによる  商工中金を通じて組合が転貸により行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 融資の限度額 1組合員当たり 2,000 万円 (2) 融資期間 1年以内 (3) 利率 年 2.375 パーセント (4) 償還方法 一括又は分割償還 (5) 担保等 組合が指定する受取手形(商業手形の割引きを含む。)、不動産担保及び商品担保とする。

## ■奄美市企業立地助成・奨励金等

目的	企業に対し、特に必要と認められる助成措置及び便宜供与を講じることにより、企業の育成及び誘致を促進し、もって奄美市産業の振興と雇用の増大を図ることを目的とする。
助成措置	(1) 用地取得助成金の交付 企業施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な土地の取得に要した経費に対する助成金の交付 (2) 企業施設設置奨励金の支給 企業施設の建設に要した経費に対する奨励金の支給 (3) 雇用奨励金の支給 新規地元雇用の雇用に対する奨励金の支給 (4) 緑化奨励金の支給 緑化の整備に要した経費に対する奨励金の支給 (5) 事業所賃借料助成金の支給 情報サービス施設設置のため事業所の賃借に要する経費に対する助成金の支給 (6) 通信回線使用料助成金の支給 情報サービス施設において事業の用に供する通信回線使用料に対する助成金の支給

	<p><b>(7) 研修助成金の支給</b>          情報サービス施設において新たに雇用される地元雇用者の研修に要する経費に対する助成金の支給</p>
<p><b>申請の要件</b></p>	<p>助成措置の申請をすることができる企業者は、次に掲げる者とする。</p> <p><b>(1) 企業の進出にあつては、次のいずれにも該当すること。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業用地を取得した日(分割して取得した場合にあつては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。)若しくは情報サービス施設の設置に当たり事業所を賃借した日から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に市内で操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者</li> <li>2. 企業の進出に伴う設備投資額(用地取得費を除く。)が2,000万円以上であること</li> <li>3. 新規地元雇用者の数が企業の操業開始の日において8人以上であること</li> <li>4. 鹿児島県公害防止条例(昭和46年鹿児島県条例第41号)その他法令に違反していないこと</li> <li>5. 市の誘致企業として立地協定を締結し、当該協定に定める義務が履行されていること</li> </ol> <p><b>(2) 企業の高度化にあつては、次のいずれにも該当すること。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業の高度化に伴う操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者</li> <li>2. 企業の高度化に伴う設備投資額(用地取得費を除く。)が1,500万円以上であること</li> <li>3. 新規地元雇用者の数が企業の高度化に伴う操業開始の日において3人以上であること</li> <li>4. 鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと</li> <li>5. 市の育成企業として認定を受けていること</li> </ol> <p>※用地取得助成金の交付申請をすることができる企業者は、企業用地を取得した日(分割して取得した場合にあつては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。)から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者とする。</p>
<p><b>助成措置の種別 助成金等の額</b></p>	<p><b>用地取得助成金</b>          用地取得助成金の交付額は、次に掲げる額に10分の1を乗じて得た額のいずれか低い額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 企業が企業用地の取得に要した額及び当該企業用地の改修又は造成に要したものと市長が認めた額の合計額</li> <li>(2) 企業の取得した企業用地の面積が当該企業用地に建設する建物の延べ面積に10分の50を乗じて得た面積を超える場合は、当該建物の延べ面積に10分の50を乗じて得た面積の取得額に相当する額</li> </ol> <p>用地取得助成金の交付額は、1,000万円を限度とする。</p> <p><b>企業施設設置奨励金</b>          企業施設設置奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 企業施設のうち、水産養殖施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な施設については、当該施設の面積(内陸部に設けた部分に限る)に1㎡当たり1万円を乗じて得た額</li> <li>(2) 企業施設のうち、工場の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該工場の床面積に1㎡当たり1万円を乗じて得た額</li> <li>(3) 企業施設のうち、情報サービス施設及び研究開発施設(以下「研究所等」と</li> </ol>

いう。)の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該研究所等の床面積に1㎡当たり3万円を乗じて得た額  
企業施設設置奨励金の支給額は、1,000万円を限度とする。

#### 雇用奨励金

雇用奨励金の支給額は、新規地元雇用者の数(※)に、12万円を乗じて得た額とする。ただし、地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)の規定により地域雇用開発助成金の支給対象となった新規地元雇用者の数を除くものとする。

雇用奨励金の支給総額は、2,000万円を限度とする。

※新規地元雇用者の数とは、操業開始の日(操業開始の日前3月以内に雇用された者を含む。)から1年を経過した日までを初年度とし、3年度の初日までに雇用された者の数で、既に雇用奨励金の支給対象となった者の数を控除した数とする。

#### 緑化奨励金

緑化奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。

- (1) 企業施設のうち、工場を主体とする企業にあつては、緑化面積1㎡当たり1,500円を乗じて得た額
- (2) 企業施設のうち、研究所等を主体とする企業にあつては、緑化面積1㎡当たり3,000円を乗じて得た額

前項に規定する緑化奨励金の支給対象となる面積は、用地取得助成金の交付対象となる面積に10分の8を乗じて得た面積の範囲内とする。

緑化奨励金の支給額は、300万円を限度とする。

#### 事業所賃借料助成金

事業所賃借料助成金の支給額は、情報サービス施設設置のための事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の4分の1に相当する額とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した費用に限る。

#### 通信回線使用料助成金

通信回線使用料助成金の支給額は、情報サービス施設において事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の4分の1に相当する額とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した経費に限る。

#### 研修助成金

研修助成金の支給額は、情報サービス施設において新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、新たに雇用される1人につき5万円を上限とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した経費に限る。

(研修等助成金の合計額)

支給される助成金の1年間の合計額は、1,500万円を限度とし、かつ、支給総額は、4,500万円を上限とする。

### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

奄美市役所 産業振興部 産業情報政策課 TEL 0997-52-1111(内線 1424)

## ● 垂水市

### ■中小企業等への融資・助成・補助制度

融資制度については下記連絡先にお電話等でお問い合わせください。

#### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

垂水市役所 商工観光課 TEL 0994-32-1111（内線 266）

## ● 南九州市

### ■商工振興資金利子補給補助金

#### ○目的

市内商工業者の経営の安定のため、制度資金の借入者に対し、利子補給補助金を交付することにより、商工業の育成及び振興を図ることを目的とする。

#### ○補助対象者

次の各号のすべてを満たしている者とする。

- (1) 市内に1年以上継続して住所又は事業所を有している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者で、市内の商工会に加入していること。
- (2) 商工会の金融斡旋に基づくこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

#### ○補助対象となる制度資金

次の各号に掲げる制度資金で、借入期間が3年以上の事業資金とする。ただし、借換えに相当する借入額は、対象としない。

- (1) 鹿児島県中小企業制度資金
- (2) 日本政策金融公庫制度資金
- (3) 商工貯蓄共済融資制度資金

#### ○補助率及び交付限度額

補助率 利子補給 借入金額の1.5%以内  
補助限度額 30万円

#### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

南九州市役所 総務部商工観光課 TEL 0993-83-2511（内線 2061） FAX 0993-83-4658

## ● 加 治 木 町

### ■加治木町企業立地促進優遇制度

2つの補助金と固定資産税の免除

加治木町に進出される企業に対し、企業立地促進条例の要件を満たせば、2つの補助金と固定資産税免除等の優遇制度を設け、企業立地を支援します。

(参考) 企業立地促進条例

下記ホームページアドレスをご覧ください。

<http://www.synapse.ne.jp/kajiki//kigyo/regulations.pdf>

#### 1. 用地取得費補助金

土地の取得に要した経費(売買代金及び造成費)の20%を次に掲げる限度額内で補助します。

(1) 町内居住者を10人以上 30人未満 雇用する場合	2,000万円を限度
(2) " 30人以上 50人未満 "	4,000万円を限度
(3) " 50人以上 100人未満 "	7,000万円を限度
(4) " 100人以上 "	1億円を限度

#### 2. 雇用促進補助金

操業開始後2年以内に町内に居住する人を6ヶ月以上雇用する場合に、一人につき5万円を、また同様に、町外から加治木町に居住するようになった人を6ヶ月以上雇用する場合は、一人につき10万円を1,000万円を限度として補助します。

また、上記雇用者が障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1項に掲げる者をいう。)であるときは、一人につき10万円を加算します。

#### 3. リース方式

不動産賃貸業及び信託銀行等が用地等を取得し、事業者と共同で工業生産施設等の設備投資を行い、上記1、2に該当する場合、不動産賃貸業及び信託銀行等には用地取得補助金を、事業者には雇用促進補助金を補助します。

#### 4. 固定資産税の課税免除

工業生産施設等の用に供する家屋、償却資産及び土地に対して固定資産税を新たに課することとなる年度から3年度間、当該固定資産税額に相当する額を免除します。

#### 5. 工業生産施設等

業 種	分 類
(1) 工業生産施設	日本標準産業分類に定める製造業
(2) 情報サービス施設	日本標準産業分類に定めるソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業及び機械設計業
(3) 流通業務施設	日本標準産業分類に定める道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業
(4) 研究開発施設	新たな製品の製造、技術の開発または技術の著しい改善を目的とした製品試験研究のように供する設備を有する施設

## 6. 対象となる事業者

加治木町内において工業生産施設等を新設、増設又は移転する者。

「リース方式」とは、自治体が企業誘致を促進する際に進出企業に限定されがちな助成制度を、進出企業に対して土地・建物等をリースするリース事業者（リース会社・信託銀行等）にも広げ、各種助成制度を適用するものです。

進出希望企業にとっては、初期投資金額を抑えられることで企業進出を検討いただけると思います。

### ■鹿児島県加治木町須崎公共用地(工業団地)の御案内

下記ホームページアドレスをご覧ください。

[http://www.synapse.ne.jp/kajiki//land/susaki\\_for\\_sale.html](http://www.synapse.ne.jp/kajiki//land/susaki_for_sale.html)

### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

加治木町役場 企画課 企業立地推進係 TEL 0995-62-2111（内線 361） FAX 0995-62-3699

## ● さつま町

### ■さつま町特定中小企業緊急保証制度利子補給金

趣旨	原油・原材料価格の高騰の影響を受けて売上高等が減少し、緊急保証制度資金の融資を受けた町内の中小企業者の経営の安定を図るため、当該融資に係る利子の一部を補給する
対象者	平成20年10月31日から、平成22年3月31日までに中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第4項第5号の規定による認定を受けた中小企業者及び組合で、町内に1年以上住所又は事業所を有し、引き続き同一事業を営む中小企業等で、町税等を完納しているもの
対象利子	毎年1月1日から12月31日までの期間において、償還する場合に支払う利子（延滞利子は含まない。）
利子補給率	1.5%以内
限度額	40万円

### 【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

さつま町役場 商工観光課 TEL 0996-53-1111(内線 2242) FAX 0996-52-3514



# 2009 年版 中小企業白書事例集

中小企業がごしま（6月号）で、2009 年版中小企業白書の概要を紹介しましたが、本誌ではイノベーションと人材で活路を開くことに挑戦している19の事例について紹介します。

この記事は中小企業庁が発表した「中小企業白書」を参考に作成しています。「中小企業白書」の全文は、中小企業庁ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>)に掲載されています。

—事例—

01

## 「流水」に着目し、環境負荷のない自然エネルギーの生産に成功

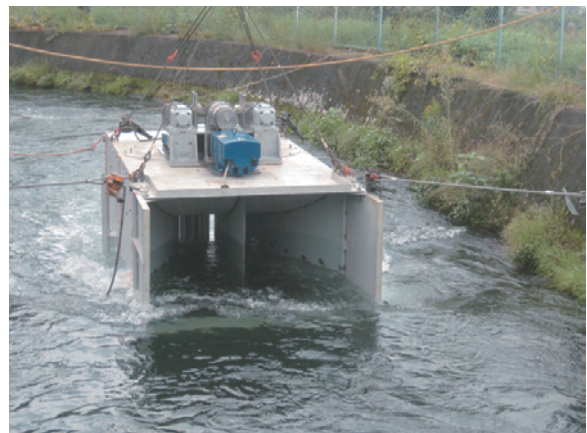
東京都千代田区のシーベルインターナショナル株式会社（従業員7名、資本金6,700万円）は、再生可能エネルギーに関する技術開発を行っている企業である。

同社が開発した新製品として、水路に設置して水の流れを活用する流水式小水力発電装置「ストリーム」がある。流水による発電は、大学等で様々な研究がなされてきたが、十分な電力を取り出すには至っていない。そうした中、同社は、水の専門コンサルタントとして有する技術を応用し、水の流速を速めることにより、運動エネルギーを高めて取得する、世界レベルのオンリーワン技術を実用化させた。2007年10月に日本で特許を取得したほか、現在は米国、EU、韓国、インド、中国、オーストラリアで特許出願中である。

これまでの水力発電は、ダムを設置に伴って環境への負荷が増大するイメージが強かったのに対し、同社の製品は、ダムを設けることなく、本来的に環境負荷がない流水を活用した水力エネルギーを生産できることから注目されている。また、下水道処理場、浄水場、農業用水路、民間工場など、設置可能な場所が多数存在することや、風力や太陽光を活用した発電と比較して稼働率の安定性や設置工事の簡易性、メンテナンスの簡易性などが、同社製品のメリットとなっている。

需要地の近辺で安定的な発電が可能となる

ため、同社では様々な分野での応用が可能であり、災害復旧支援にも役立つものと考えている。既にインドやバングラデシュといった海外も含め、多くの引き合いがあり、受注に結びついてきている。同社の海野裕二社長は、「今後は、CO<sub>2</sub>の排出削減に貢献できる地産地消型の自然循環型エネルギーシステム技術を世界に普及させ、地球環境への貢献を進めたい。」とし、夢の実現を目指して挑戦を続けている。



—事例—

02

## 生産工程の改善に取り組む企業

大阪府東大阪市の株式会社三和鋳螺製作所（従業員70名、資本金7,894万円）は、ネジの多品種少量生産を行う製造業者であり、業務やシステムの見直しによって、生産効率の向上に成功した中小企業である。従来、同社は、ネジの多品種少量の生産を行う上で、製品数が8千種類と膨大であるため、必要な図面を探し出すことに多大な時間がかかることや、個々の製

品について習熟することが難しく、検査の際にミスが生じやすいこと等の課題があった。

こうした課題を解決するため、同社は、業務の見直しに取り組み、その一環として、コンピュータに詳しい社員を中心に、現場の声を吸い上げながら、手作りの検査管理システムを構築した。同システムは、主に以下の3点において、同社の生産効率の向上に大きく貢献した。まず、①同システムには8千種類の製品図面が保存されており、必要な図面を必要なときに取り出して、コンピュータ上で見ることができる。この機能によって、最新版の図面の取り違いの防止や、図面を探し出すための時間の大幅な短縮を実現できた。

次に、②同システムでは、コンピュータにノギス等の検査用の計測機器が接続されており、人が機器の調整（較正）を行ったり、目盛りを読み取ったり、書き取ったりしなくとも、自動的に機器が毎日、調整され、製品の正確な計測を行うことができる。この機能によって、計測作業における機器の調整や目盛りの読み取り・書き取りのミスを無くすことができた。

さらに、③同システムは、受注の状況を製品別や取引先別に管理し、受注のパターンを分析することができる。この機能によって、次の受注の時期を予測し、効率的な生産計画をたてることが可能になった。現在の厳しい経済状況の下、同社も受注の減少に直面しているが、同社の榎本宏志社長は「今後も、高品質を実現すると同時に、工程のムダ、ムリ、ムラを無くし、生産効率を高め、不況を乗り切っていきたい」と更なる改善を目指している。

—事例—

03

### ニッチ市場のイノベーションを先導する企業

愛知県豊橋市の有限会社ファインモールド（従業員6名、資本金300万円）は、第2次世界大戦時の飛行機や軍艦、映画やアニメに登場した飛行機等の精密なプラモデルの開発・製造・販売を行う中小企業である。経済産業省「2007年元気なモノ作り中小企業300社」にも選定されている。同社の特徴は、実物の精密な再現に徹底的にこだわるところにある。新製

品を開発する際、モデルが実物であれば、可能な限り実物や、写真、設計図等の資料、また、モデルが空想上の物であれば、撮影時の模型、設定資料等を取り寄せる。それらに基づき徹底して精緻に製作するプラモデルは、ニッチ市場を切り開いている。

例えば、第2次世界大戦時の軍艦ならば、当時の設計図や操縦マニュアルを探し出し、実物の700分の1というようにスケールを定めて、機銃や探照灯のような一つ一つの備品まで、精密に再現する。「軍艦の機銃の冷却襷（ひだ）」を高精度で再現するために、年間売上高の約2割に相当する価格で3次元レーザー加工装置を導入したこともあったほど、一見、利益度外視と思えるまでにこだわる。

同社の鈴木邦宏社長は、「世の中に存在せず、自分が欲しいと思う物を手がけることが重要」と話す。自分自身が欲しいと心の底から思う物を、世の中に送り出せば、顧客は「こんなものまで作ってくれるのか」と驚き喜び、そこに新しい市場が誕生するのだという。前述の「軍艦の機銃の冷却襷」の例でも、売り出してみると評判となり、売れ行きは好調であった。

こうした作り手の思いは、顧客のみならず、異なる分野の作り手にも評価されている。同社は、漫画「ドラゴンボール」等で有名な漫画家・鳥山明氏がデザインしたキャラクターのフィギュアの開発や、アニメ映画「紅の豚」（宮崎駿監督）やSF映画「スター・ウォーズ」（ジョージ・ルーカス監督）等の作品に登場する飛行機、宇宙船等のプラモデルの開発も手掛けているが、これらは作品の著作権等の権利を持つプロダクションが、同社の徹底的なこだわりを評価して、実現した製品である。

鈴木社長は、「当社以外には、世界中のどの会社も作れないと思われる製品を世の中に送り出していきたい。自動車で言うなら、フェラーリのように。」と、オンリーワンの技術力に胸を張る。



SF映画「スター・ウォーズ」に登場する宇宙船のプラモデル  
©2009 Lucasfilm Ltd. & TM.

—事例—

04

## 環境産業でイノベーションを実現した企業

福岡県北九州市の楽しい株式会社(従業員9名、資本金3,500万円)は、業務用生ごみ処理機のレンタル事業によって、食品リサイクルのシステムを確立した中小企業である。

同社は、元々は、外食産業等を対象にして、業務用生ごみ処理機の販売を行っていた。しかし、当時、外食産業等は生ごみの処理に相当程度の費用をかけているものの、生ごみ処理機は高額のため、なかなか売れなかった。

そこで、2004年、同社の松尾康志社長は、外食産業等が生ごみの処理にかけている費用よりも安い値段で、同社の処理機をレンタルするというビジネスへと転換した。

同社のシステムは、以下のとおりとなっている。①まず、同社は、処理機を外食産業等の顧客の事業所に設置する。②次に、顧客は日々、食品残渣等を処理機に投入する。投入された食品残渣等は、微生物によって発酵分解され、悪臭を出さず、減量化され、発酵分解床となる。③同社は、半年に一度、処理機から発酵分解床を回収し、それを原料に堆肥を作り、地域の契約農家に販売する。④地域の契約農家は、その堆肥で有機野菜等を栽培し、収穫された野菜を、同社を通じて、外食産業等の顧客に販売する。単に処理機を販売するビジネスとは異なり、外食産業等の顧客に有機野菜を届けることで、リサイクルループが回っていることを、外食産業等の顧客に実感してもらえらる点が特徴となっている。環境問題への社会的な意識が高まる中、同社は、エコの“見える化”を一層推進するた

め、有機栽培農家ツアーを企画したり、北九州市立大学の松本亨教授と連携してLCA(ライフサイクルアセスメント)(注)を実施するなど、積極的な活動を展開している。

(注) LCAとは、製品の製造から廃棄までのライフサイクルにおける投入資源、環境負荷およびそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的に評価する手法。

—事例—

05

## 研究開発に取り組み、下請から自社製品開発にシフトした企業

静岡県富士市の東海電子株式会社(従業員89名、資本金5,900万円)は、呼気から飲酒の有無を検知する業務用アルコール測定器の製造、販売、サポート等を行う中小企業である。

同社は、1979年の創業以来、大手時計メーカーの下請として、デジタル時計の組立等を事業の柱としてきた。しかし、時計の生産が海外に移っていくなど、事業を取り巻く環境が変化する中、2002年、同社の杉本一成社長は自社製品の開発に着手することを決心した。そのとき、杉本社長が社会のニーズとして感じていたのが、飲酒運転の問題への対応であった。当時、飲酒による交通事故や定期運行バスの運転手の飲酒運転などの不祥事が相次ぎ、社会問題化していた。

杉本社長は、業務用アルコール測定器は、大型で高性能な機器と、小型で簡易に測定できるが精度は高くない機器の2つの類型しか無かったことに着目した。小型かつ高性能な機器を開発すれば、社会のニーズに応えられるのではないかと思い立ち、デジタル時計の組立で培ってきたソフトウェアとハードウェアを組み合わせる技術を活用して、試作品を1ヶ月間で作り上げた。さらに、データの改ざん等を難しくする仕組みや、履歴データ等の一元管理を可能とするシステムも開発した。

2003年、業務用アルコール測定器は大手バス会社に採用され、その後、タクシー会社、トラック運送会社など、次々と運送業界に広がっていった。また、運送業では、従来、対面による点呼が義務づけられていたが、規制緩和により、通信機器等を利用した点呼(IT点呼)も可能になったため、パソコンに同社の製品とテレビカ

メラ等を接続し、点呼映像を見ながら、飲酒の有無を検知するIT点呼のシステムを開発し、2008年には、国内で初めて国に認定された。また、2009年1月、国際カーエレクトロニクス技術展では、国産初の、アルコールを検知するとエンジンが掛からないようにする車載用アルコール・インターロック装置を発表し、7月より販売を計画している。

杉本社長は、「当初、業務用アルコール測定器は顧客の限られたニッチ市場だろうと思っていましたが、各分野から次々と持ち込まれる商品化のアイデアに驚いています。」と話す。現在、顧客は、全国で約2,500社、1万拠点以上にまで拡大しており、今後も、医療・健康分野への展開等、可能性はまだまだ広がりそうである。



同社の業務用アルコール測定器

—事例—

06

### デザイナーとの連携を含め、農商工連携により新商品を生み出す企業

高知県安芸郡馬路村の株式会社エコアス馬路村（従業員数24名、資本金4億2,060万円）は、馬路村の森林資源を有効活用し、林業の活性化を図ることを目的として、馬路村役場が中心となって2000年に設立した企業である。

馬路村は、その面積の96%を森林が占めており、魚梁瀬杉（やなせすぎ）に代表される杉材の産地である。同社は、杉の間伐材を原材料として用いた木製のトレイやうちわ等を開発し、高知県のアンテナショップや全国のインテリアショップ等で販売するほか、インターネットでの販売等に取り組んできた。

同社の目玉商品は、「monacca（モナッカ）」と名付けた、杉の間伐材を原材料としたバッグである。杉の間伐材でバッグを作るという発想

の斬新さと、自然の木目を活かしたデザインの美しさが、消費者を惹きつけ、人気商品となっており、(財)日本産業デザイン振興会「2006年度グッドデザイン賞」も受賞している。現在monaccaは、バッグだけでなく、電卓、座布団といったアイテムも販売している。

この商品は、高知県出身のデザイナーの島村卓実氏との偶然の出会いによって誕生したものである。2000年頃、島村氏が、東京都武蔵野市にある高知県のアンテナショップを訪れた際に、エコアス馬路村の木製のトレイを偶然見つけ、「香りの良い木を利用して、身の回りのものをデザインしてみたい」と思った。その後、島村氏は、同郷の友人の紹介で、同社を訪問することになり、「この機会に、デザイナーとして、安くて良い新商品を提案しよう」という思いから、既存商品の木製のトレイを二つ重ね合わせたmonaccaの原形となるスケッチを描き上げ、訪問時に同社に提案した。株式会社エコアス馬路村では、新商品の開発を検討していたところであり、島村氏からのアプローチが、新商品の具体化の契機となった。

同社は、monaccaの開発以降、島村氏とデザイン業務で連携しながら、引き続き、新たな商品の開発に挑戦するとともに、海外への販売も目指し、地元の中芸地区商工会等と積極的に連携を行っている。これらの取組は、2008年4月、経済産業省「農商工連携88選」に選定された。

エコアス馬路村で広報を担当する上治純平氏は、「当社の間伐材製品の売上高の1%は、村の森を保全するための基金に積み立てられます。事業が発展することで、故郷の森に貢献できることが、何よりうれしいです。」と話す。故郷への思いを胸に、同社は更なる発展を目指している。



—事例—

07

## 地域資源を活用した商品で、全国の市場を開拓している中小企業

札幌市白石区の株式会社マスカル（従業員 35 名、資本金 1,000 万円）は、プリンやケーキなど菓子の製造・販売を行う中小企業である。

同社の商品の一つである瓶詰めプリンは、従来、日持ちがしないため、北海道内で販売していた。そこで、瓶詰めプリンの品質を落とすことなく冷凍する技術を自ら開発し、遠距離の輸送も可能としたことにより、全国で瓶詰めプリン販売することに成功した。また、瓶詰めプリンの原料として、卵黄の代わりに、地元農家と連携して北海道石狩産の米粉を使用している。同社は、こうした地域資源を積極的に活用し、商圈を広げながら、地域の活性化にも貢献している。



全国販売している「なめらかプリン」

を技術改良や商品開発にフィードバックするため、セミナーに出席した社員と技術者との合同研修会を開いている。合同研修会では、セミナーでユーザーに対応した社員がオープンの使い勝手やユーザーの要望等を実演を交えて説明し、技術者に体感してもらいながら、技術改良や新たな商品の開発に向けた議論を活発に行っている。

このように、モノ作り企業がメンテナンスやアフターサービスに加え、ユーザーへの提案や対話といったサービスの提供も重視することで、「顧客」を起点とした技術改良や商品開発の実現を可能としている。



自社考案のレシピを交えたユーザー向けセミナー

—事例—

08

## レシピを交えたセミナーで、「顧客ニーズ」を把握するモノ作り企業

愛知県稲沢市の株式会社コメントカトウ（従業員 245 名、資本金 4,500 万円）は、加熱機器専門の厨房機器メーカーである。

同社の主力商品である「スチームコンベクションオープン」は、蒸す、焼く、煮込む、炊く、揚げる、茹でる等の加熱調理が 1 台で可能な業務用のオープンであるが、まだ広く浸透しておらず、飲食店などユーザーも使い方がよく分かっていない場合が多いのが現状である。そこでメンテナンスやアフターサービスを通じた「顧客ニーズ」の汲み上げとともに、機器の使い方を説明する機会を積極的に設けていくことで「顧客との接点」を持ち、技術改良や新商品開発のアイデア・ニーズを汲み上げている。

具体的には、同社は、ユーザー向けのセミナーを年間 100 回程度開催し、ユーザーに対して同社が独自に考案したレシピを交えてオープンの使い方等を説明している。このセミナーを通じて顧客の情報や要望等を把握し、それら

—事例—

09

## 「衛生管理」のサポートにより、顧客との関係を強化している企業

サラヤ株式会社（従業員 866 名、資本金 4,500 万円）は、ヤシの実の成分を用いた洗剤など、環境に配慮した石けん・洗剤等を製造・販売する大阪市東住吉区の中小企業である。

「2008 年元気なモノ作り中小企業 300 社」に選定されている。

同社は、主力製品である環境に配慮した洗剤やそのディスペンサー（液体状の洗剤等を定量供給する装置）の販売に加え、食品衛生インストラクターの資格を有する社員が顧客向けに衛生診断や衛生講習会等を実施したり、顧客の企業ごとに、それぞれに合った衛生管理マニュアルを作成し、提供するなど、顧客の「衛生管理」をサポートしている。こうした取組の結果、商品購入のみだった取引先とも密なコミュニケーションをとることが可能となり、新たな商品開発に顧客の声が反映しやすくなった。

同社は、今後も、顧客の衛生管理を実現するトータルサポートを行うことで、顧客との関係強化を図り、新商品を開発していく方針である。



食品衛生インストラクターによる衛生講習会

—事例—

10

### ITを活用し、規格外の鮮魚の流通に成功した中小企業

大阪府吹田市の株式会社旬材（従業員 26 名、資本金 4,400 万円）は、IT（情報技術）を活用し、規格外の魚や特定の地域の希少な魚を取引する仕組みを構築した中小企業であり、漁業の活性化にも貢献している。

同社は、通常市場での大量取引には向かない規格外の鮮魚や特定の地域でしかとれない希少な鮮魚の情報や映像をインターネットを通じてウェブサイト上で提供し、オンラインで魚を供給する漁業者と卸売業者等の魚を購入する者をマッチングし、売買の決済もできる、電子商取引のシステムを提供している。漁業者にとっては、価格決定権を持つことができるため、通常より高い価格での販売が可能となる。他方、卸売業者、小売業者等の購入者にとっては、希少な鮮魚を入手でき、通常の流通よりも安価で仕入れることが可能となり、他の卸売業者や小売業者との差別化を図ることもできる。

現在では、全国 46 の漁協、卸売業者が同システムに参加しており、海外からの関心も集まってきている。「オンラインで鮮魚の売買を決める同システムを通じて、日本の鮮魚が世界中

どこにでも輸出される日が来るのもそう遠くはない」と、同社の西川益通社長は期待する。



鮮魚「メンメ（キンキ）と八角」

—事例—

11

### 製造業から「ラボラトリー・エンジニアリング」というサービス業へコア事業を転換させた中小企業

東京都千代田区のオリエンタル技研工業株式会社（従業員 97 名、資本金 1 億円）は、従来は、科学・医薬分野、バイオテクノロジー分野等における研究・実験用の設備・機器の製造・販売を行っていたが、それだけでは価格の勝負になることから、研究室や実験室に最適な仕様を有する設備に関するコンサルティングやプランニングという、これまでにない事業領域へとコア事業を転換させた企業である。

同社の強みは、長年、設備機器メーカーとして蓄積してきたノウハウと、研究者のニーズへの理解力を背景に、「ラボラトリー・エンジニアリング」、「ラボラトリー・デザイン」というコンセプトの下、ラボの安全性に配慮した最適な研究室や実験室の設計・提案を行うアレンジ能力である。自前の技術に固執せず、海外の有力メーカーとの業務提携を通して積極的に最先端の技術を導入し、ラボデザインに活かしている。また、2005 年に東京大学医科学研究所に寄付講座を開設し、さらに 2009 年には東京農工大学工学部との共同研究をスタートさせ、最先端技術を手がける研究者のニーズを把握することで、コンサルティングやプランニングの能力の向上を図っている。

付加価値の源泉を見極めてニッチな事業領域を開拓した上で、大学との交流を通して把握した研究者のニーズと、海外の最先端技術の導入や同社の技術力をマッチングさせ、新たな価

値を創造していく総合力が、同社の競争力となっている。



研究者のニーズを活かした「ラボラトリー・デザイン」

—事例—

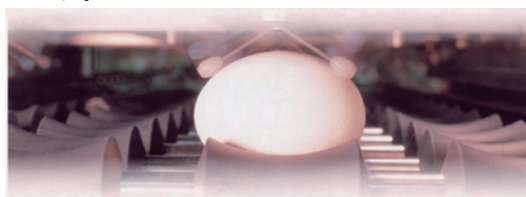
12

### グローバル市場で戦う「武器」とした知的財産戦略の展開

京都市南区に位置する株式会社ナベル（従業員120名、資本金8,200万円）は、鶏卵の選別包装システムで国内トップシェアを誇る中小企業であり、「2007年元気なモノ作り中小企業300社」に選定されている。

同社は、過去にアメリカのメーカーから特許侵害訴訟を起こされた苦い経験から、知的財産に対する取組を強化することとなった。月に一度、社内で検討会を開催し、特許出願や審査請求をするか否か、保有特許を継続するかどうか等の戦略を知的財産担当、営業担当、開発担当など各部門の垣根を越えて社員が集まり、検討している。また、社内の発明意欲を喚起するために、特許取得など会社の利益に貢献した者に報奨を与えたり、裁判での和解金を全社員に還元するなど、社員の知的財産に対する意識を高めている。

グローバル市場で競争する同社は、必要に応じて海外特許も取得し、ライバル会社への「武器」とするなど、知的財産を「保護」だけでなく「攻め」のツールとして戦略的に活用しており、他の中小企業にとっても参考となる事例といえよう。



ACD ひび卵検査装置

—事例—

13

### 学生向けのインターンシップを行い、組合員企業の技術・技能人材確保をサポートしている組合

岐阜県各務原市の岐阜県金属工業団地協同組合は、国の中小企業工場集団化事業が施行された1961年に、指定第1号として発足した組合であり、共同受電事業、金融事業、教育情報事業、保険事業等を行っている。金属工業団地を形成する組合員企業54社は、金属加工に関する多種多様な事業を行っており、機械金属に関するほとんどの加工は、この金属団地内で処理することが可能である。

近年の組合員企業の一番の要望が技術・技能人材の確保であることから、2005年に（独）雇用能力開発機構の中小企業人材確保推進事業の採択を受け、人材確保事業を開始した。2007年より地元工業高校の機械科の2年生を対象に、組合員企業による会社案内とプレゼンテーションのほか、インターンシップを実施している。インターンシップについては1企業につき3日間を目安に、安全指導から簡単な作業までを行っており、昼休み等を利用して社員と学生の意見交換等も行っている。

2007年は17名、2008年は23名の学生が参加しており、実施前と比較して組合員企業への就職が大きく増えていることから、組合員企業側、学校側の双方から好評を得ている。

学生の就業意識も、企業の採用意識も、実際に現場を見せることで向上している。会社案内やプレゼンテーションは組合員企業の工夫のしどころであり、しっかりとした会社案内やプレゼンテーションができる企業には生徒の関心も高いという。

同組合は、「学生は決して最初から中小企業で働くことが嫌だと思っているわけではなく、中小企業側にきちんと業務内容を伝える意欲と機会があれば、人材は入ってくる」と感じている。同組合は、今後とも、組合員企業における技術・技能人材の確保のため、学生と組合員企業に接点を持たせる活動を続けて行く予定である。



—事例—

14

### サービスの利用者目線に立った研究開発を行っている中小企業

神奈川県横浜市のショウワ電技研株式会社（従業員 65 名、資本金 8,000 万円）は、時間貸駐車場の運営管理、駐車場管理機器の販売等を行う中小企業である。同社の永井貞雄社長は、サービスの利用者の目線に立って新事業のアイデアを次々と生み出し、同社は成長を続けている。

永井社長は、時間貸駐車場の利用者にとって、空き駐車場を探す時間と労力がストレスとなり、満足度を低下させていると感じていた。そこで、2001 年に、同社が駐車場の混雑・待合情報を発信し、利用者がパソコンや携帯端末を通じて確認できるシステムである「ネコ目システム」（関連会社リプライス株式会社にて運営）を開発し、混雑状況に応じた変動料金制の導入も行った。その結果、顧客満足度は向上し、駐車場の稼働率は向上した。永井社長は、駐車場にとどまらず、駐車場以外の施設においても、空き施設の探索時間やサービスを受けるまでの待ち時間の短縮は顧客満足度の向上につながると考え、他企業、団体への当該システムの販売を開始し、現在では病院や飲食店、官公庁等で広く導入されている。2009 年 4 月からは駐輪場、金融機関等からの混雑・待合情報配信も予定されている。

永井社長は、サービスの利用者が非合理的な選択することを排し、満足度を向上させる取組が、サービス業に不足しており、双方向の情報流通のための情報インフラを整備することが必要だと感じている。今後とも、利用者の利便

性を向上させ、社会の変化に沿った情報流通のためのコンテンツ開発を続けていく方針である。



「ネコ目システム」

—事例—

15

### 産学官の連携による技術・技能人材育成への取組を積極的に行っている中小企業

岡山県苫田郡の池田精工株式会社（従業員 43 名、資本金 2,000 万円）は、ステンレス部品の加工を行っている企業であり、同社の製品は、医薬品や清涼飲料水などの液体をボトルに充填するサニタリー充填機等に用いられている。特に、サニタリー充填機用の部品については、当社売上の 50%以上を占め、独自の特殊ノウハウでノズルやバルブなど主要部品のほとんどを製作加工しており、品質と信頼性の高さから安定した受注を受けている。

同社は、地域の産業活性化のために、地域の同業者等とともに、津山の「ステンレス加工基地化」に向けた取組を進めており、2007 年に、つやま新産業創出機構が中心となり、津山高等専門学校、岡山県工業技術センター、地域の同業者 23 社等で結成した「津山ステンレスクラスター」に参加している。

「津山ステンレスクラスター」では、技術の補完、設備の共同利用、共同受注のほか、「技術人材育成カリキュラム」を作成し、産学官の連携による技術・技能人材育成の取組に力を注



いでいる。当該カリキュラムでは、ステンレス加工に必要な機械加工、板金加工、溶接の3部門の技術を複合的に修得させることを目的としており、基本技術を学ぶ「標準レベル」と実務に必要な「専門レベル」の2段階を実施している。「標準レベル」は主に津山高等専門学校の教授などが、「専門レベル」は主に企業の技術者などが講師となり、高専の施設や参加企業の設備や人材を活用している。これらの取組は、他企業の技術者と切磋琢磨することによる若年技術者の技能レベルアップはもちろんのこと、情報交換等を行う交流の場としても機能している。

同社の池田晃社長は、「製造業においては、固有技術の積み重ねが技術革新や新製品開発につながると思う。技術者が高度な技術の修得を目指すことで、社内に競争ができ、よい技術者の確保にもつながる。」としており、今後とも技術・技能人材育成の重要性は高まっていくと見ている。



—事例—

16

### 上司・部下・同期等による評価など 特徴的な評価・報酬システムを運用 する中小企業

東京都港区の株式会社ライブレビューション（従業員32名、資本金2億5,495万円）は、2000年に設立され、モバイルを活用した企業広告やPRのためのコンテンツの製作、コンサルティング等を手がける中小企業である。同社は、社員の満足度が高く、2006年度から始めた新卒採用での社員の定着率はほぼ100%となっており、業績も順調に伸ばしてきている。その秘訣は、同社が2006年度から導入した、独自の評価・報酬システムにあるとい

う。

その評価・報酬システムは、同社が、数々の試行錯誤の末、編み出したものである。設立当初は、月間の粗利の10%を営業職に対しての成果報酬とし、営業職の社員のみ、各人の業績に応じて翌々月の基本給に加算するといった成果給を採用していた。しかし、顧客のニーズを踏まえたモバイル広告の製作は、営業側と作成側との協調が鍵であり、個人プレーよりもチームプレーを重要とする。そのため、当初の成果給の下ではチームワークが機能しない弊害が発生した。そこで、同社は様々な企業の人事制度を徹底的に研究した結果、給与額の決定に当たり、職種、役職等と給与額を直接的に連動させるのではなく、同社の「価値観」を具現化した行動規範の実行と、パフォーマンスの2つの軸の評価に給与額を連動させるという、同社独自の給与制度を構築した。具体的には、行動規範の実行に関する評価基準は、同社が作成しているクレド（社員の行動規範）に記載されている70の項目であり、各項目を4段階で評価する。一方、パフォーマンスに関する評価は1項目だけであり、こちらは15段階で評価される。これらの評価については、相対評価ではなく絶対評価となっており、1人の社員につき6人の社員（上司、部下、同期等）が評価し、評価結果がポイント化され、そのポイントに応じて自動的に給与が決定される。この評価システムを採用することで、経営者の管理コストは大幅に軽減されており、また、評価者が特定されないために、社員間の人間関係が損なわれることはない。

同社は、こうした独自の評価・報酬システムが、社員の意欲や満足度を高め、ひいては、同社の高い成長力につながっている、としている。



社員の行動規範である「クレド」

## 在宅勤務制度などを通じて女性の活用を行っている中小企業

福岡県北九州市の株式会社オーネスト（従業員 49 名、資本金 3,500 万円）は、工場の生産設備の制御等を行う産業用情報システムの構築を専門とする情報システム会社である。大手企業で技術者及び技術管理者として勤務した経験を有する現社長が、技術者時代に感じていたニーズを満たす、情報システム構築サービスの新しい提供手法を自ら実現するために、1999 年に創業した。

産業用の情報システム業界においては、大手のハードウェアメーカーがハードウェア、ソフトウェア、エンジニアリングという 3 分野にまたがって、各メーカー独自の製品・サービスを提供してきた。こうした中、同社は、異なるメーカーが提供する、産業用の情報システムに関連するハードウェアやソフトウェアなどの製品を、顧客の要望に応じて組み合わせること（産業用コンピュータシステムインテグレーション）により、顧客にとって最適なシステムを低コストで構築している。

このような複数のシステムを取り扱うためには、開発スキルの高さが重要であることから、同社では人材育成に力を入れており、とりわけ女性の優秀な能力の活用に努めている。まず、賃金については、成果主義を導入し、男性・女性の区別なく、従業員が取り扱うことができるシステムの種類等が増えるほど、当該従業員の給与が増える仕組みとしている。その上で、能力向上のための自己啓発については会社が負担することにより、従業員のモチベーションを向上させている。

同社の女性正社員比率は、約 40%と比較的高いこともあって、育児支援にも力を入れており、従業員の必要に応じて在宅勤務にも対応している。同社の在宅勤務制度は、従業員が事前に在宅勤務の希望日（1 回につき最大 3 日間、回数制限なし）と在宅勤務



における作業内容を提示し、業務遂行上効率的であると認められれば在宅勤務が許可される、というものである。さらに、在宅勤務で必要となるパソコンが自宅にない場合は、購入費用の一部を同社が負担するなどといった支援にも力を入れており、従業員が仕事と生活の調和を達成できる環境整備に努めている。

## 男性正社員の育児休業取得実績がある中小企業

福井県大野市の株式会社吉村甘露堂（従業員 80 名、資本金 4,300 万円）は、主に福井県内を中心に「よしむらおかき」のブランドを展開し、あられ・おかき等の製造・販売を行っている中小企業であり、大手メーカーの OEM（相手先ブランドでの製品の製造）も行っている。同社は、新ブランドの開発に余念がなく、「健康志向」の新ブランド「KANRODO（かんろどう）」を 2008 年 11 月より立ち上げている。特に、「KANRODO」ブランドの 1 つであり、原料を福井米 100%に限定した「発芽玄米おかきギャバプラス」シリーズの展開については、経済産業省「中小企業地域資源活用プログラム」に基づく認定を受けている。

同社は、従業員が仕事と生活の調和を達成するための支援に積極的に取り組んでおり、2008 年には男性正社員 2 名が、同社の男性従業員としては初めてとなる育児休業の取得を行った。以前の同社は、繁忙期に残業や休日出勤を必要とする場合が少なからず存在し、そのことが従業員のモチベーション低下に繋がっていた。従業員の家族の不満も大きかったことから、仕事の能率改善のためには家庭が円満であることが重要であると考え、従業員の賛同のもと、従業員が仕事と生活の調和を達成するための取組を行うことに決めた。具体的には、OEM 部門の縮小による業務時間の削減、定年再雇用制度、正社員とパートタイマーの雇用均等に向けた取組等を行い、その一環として、男女を問わない育児休業の取得の支援に取り組んだ。

上述した男性正社員による育児休業取得期間は 10 日～ 20 日程度であるが、その間は、育児休業取得者が所属している部署とは別の

部署から応援要員を回して業務負担をシェアすることにより、対応した。育児休業を取得した男性正社員からは、「育児の大変さ、子どもの大切さを改めて実感できた。」と好評であり、休業終了後に感想等を他の従業員の前で発表するという形でフィードバックしてもらうことにより、一層の浸透を図っている。

また、既に子育てを終え、育児休業を取得する機会が少ないと考えられる従業員に不公平感を持たせないよう、「メモリアル休暇」制度を設けている。同制度は、従業員やその家族の誕生日や結婚記念日など、個人のメモリアルな日を事前に申告することにより、休暇の取得が可能となるものである。

このような取組を通じて、同社は、従業員が仕事と生活の調和を達成することができる職場環境の充実を図っている。



—事例—

19

### 定年制を設けず、高齢従業員の活用を行っている中小企業

愛知県豊橋市の西島株式会社（従業員 140 名、資本金 6,000 万円）は、1924 年に創業し、80 年を超える業歴を有する専用工作機械製造業者である。受注後の設計から、材料調達、組立までの全工程を内製化し、高い技術力を有している。

「一生元気、一生現役」を経営理念の 1 つに掲げている同社は、定年制を設けておらず、従業員は、現役で働くことを望む限り働き続けることができる。賃金についても、一定の勤続年数を経た後に年功制から成果給に移行するため、高齢者であっても能力次第で社内のトップクラスの収入を得ることが可能である。この

ように、定年制により従業員のモチベーションを下げてしまうのではなく、従業員が年齢を重ねることにより、今まで蓄積してきた技術や経験を活かし、更なる進化を遂げることを期待している。

2007 年には、同社に長年貢献してきた従業員に対する感謝の気持ちを伝える目的から、「勤続 50 年表彰制度」を設けた。同制度の創設時点で 66 歳の従業員 1 名（勤続 50 年）と 73 歳の 2 名（勤続 56 年と 57 年）が該当しており、彼らを表彰し、記念品の贈呈等を行った。

一方で、技術・技能の獲得には、現場で経験年数を重ねることが重要であることから、若手人材の採用・育成にも力を入れており、若年者から高齢者まで従業員の年齢の幅が非常に広がっている。そのため、若年者と高齢者の潤滑剤となる位置づけを期待する意味も含めて、比較的若い年齢の社員を管理職に起用するなどといった工夫も行っている。同社は、このような経営努力により、若手から高齢者まで全社員が一丸でモノ作りに取り組む体制を構築することに成功している。



Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業 1

# お客様の立場で考え抜くこと ——それが現状を打破する力

株式会社神戸自動車 代表取締役 宇都影義 氏



家業の鍛冶屋を手伝いながら中卒で神戸へ。艱難辛苦を乗り越えて技術を身につけ帰郷。25歳で鹿児島市下荒田に自動車整備工場を建て、以降43年、お客様が何をしてほしいのか、どうしてほしいのかを常に考えながら、サービス提供に努めてきた。

経済危機・未曾有の不況と言われる時代でも、「人のせいにしない。仕事がなければどうするかを考える」と語る株式会社神戸自動車の宇都影義さんにお話を伺った。

## ——穎娃での少年時代。

私は穎娃町の出身で、9人兄弟の7番目。実家は鍛冶屋をされていてね、馬車を作っていたんです。昭和31年頃から親父の手伝いを始めました。馬車を作る仕事は、台を作る大工仕事と、金具を作る鍛冶屋仕事に分かれていて、大工さんと一緒にやっていたんですが、ある日、この大工さんが逃げましてね。うちは倒産してしまったんです。それで親父に言われました。「他人は当てにできないものだ。よっちゃん(※)、なんとかあとをやってくれないか」と。(※ 父母が宇都氏を呼ぶときの愛称)。15歳のときだったでしょうか。逃げた大工さんが、目と鼻の先で商売繁盛しているのを目の当たりにしていましたから悔しくてね。絶対負けやしないぞ、やってやるぞと意気込んで頑張りました。昼は鍛冶屋仕事、夜は大工仕事という生活を6年ほどやったでしょうか。

## ——父が教えた商売の仕方。

この時期に、親父から商売の仕方も教わりました。日ごろの親父は、職人気質であまり話もできない人間なのですが、一歩家を出たら違うんです。

馬車を購入するのは主に農家なのですが、いわゆる飛び込み営業で農家を訪問します。「買ってください」なんていきなり言っても無理。まず、繋がりを作るんです。昼間は農作業で忙しいですから夜に訪問するんですが、家に入れてもらえたら、まず仏壇の方へ行き、お辞儀をします。それから縁側あたりに腰掛けて、農家の奥さんと世間話をするんですよ。

「おっさん、今年の芋ん出来はどげんな」なんてことをね。そうすると奥さんが「まあまあ、みそんつけをどうぞ」と、だんだん会話がはずんでくる。

最初から契約が取れなくてもいいんです。お客さんの警戒心を解いて、良い関係を作っていくことが商売の始まりなんです。



## ——神戸へ、そして自動車整備の技術者へ。

最初から自動車整備を仕事にしようと思っていたわけではないんです。ただ、馬車というのはなかなか壊れないものでね。当時で80%の農家が既に馬車を持っていました。残りは20%しかない。あとが苦しいなという思いはありました。

姉夫婦が満鉄で塗装の仕事をしていたんですが、昭和22年に神戸に引き揚げてきました。米軍払い下げの自動車も走り出した頃です。義兄はナンデモ屋の塗装屋を始め、10人の従業員を雇い、兵庫でもちょっとした有名な会社になっていました。それで昭和35年でしたか、神戸に行き、姉夫婦の塗装工場で働き始めたんです。

でも、ものごと、そうはうまく運ばない。働き始めたはいいが、仕事上の先輩は年下。なかなか職人としての仕事もさせてもらえない。そして、私の方にも兄弟の会社だという甘えや驕りがあって、仕事場で態度に出ていたのかもしれない。

ある日、指示されてもいないのに、パテをつけてデコボコを直すという作業を勝手にやり始めたのですが、やったこともない作業なので行き詰まり、手に負えなくなりました。仕方なく、3つ年下の先輩に頼んでみたんですが、「自分がやった仕事は自分でちゃんとせえ」と言われ、ケンカになりました。その結果、義兄に呼ばれ「お前が出て行け！」と。

頭にきて工場を飛び出しました。でも、飛び出したところで行くところもない。どうしようかと思っているところに、当時懇意にしていた知人がわたしのアパートを訪ねて来たんです。「おまえ、どうするんだ」と聞くわけです。中卒で学歴もない、今の状態じゃ技術もない、それなのにこれから何をしようというのだ？と、そりゃあイヤなことをいっぱい言われました。心の中じゃ、はらわた煮えくり返っていましたよ。何でそこまで言われなきゃいけないんだって。でも、しばらくして思ったんです。彼の言うとおりの。今の自分に何があるというのだろうか。

義兄のところに戻りました。そして地べたに手をついて謝りました。悔しかった。悔しくて心で泣いた。でも、それから根性が出ました。パテをこっそり盗んで持ち帰り、アパートの共同便所で毎日練習しました。調色したものを吹き付けるガンという器具は12,000円するのですが、当時、月給7,000円の時代です。月賦で買って水を入れ、吹き付けの稽古をしました。

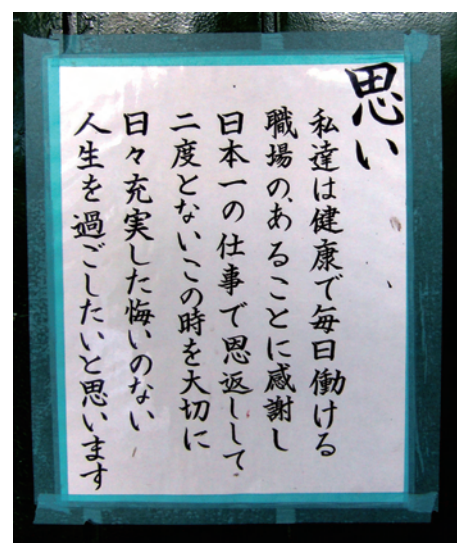
懸命の努力の甲斐あって、5年で1人前になりました。

## ——日本を背負って立つのは若い人と貧乏人。

昭和40年に鹿児島へ戻り、父から85万借りて、下荒田に20坪の工場を建てました。与次郎ヶ浜がまだ海だった頃です。「社長」と聞くと、人は「よかもんじゃ」とおっしゃる。今はそうかもしれない。でも、それは苦労や努力をした結果なんです。運はその結果ついてくるもの。何もしないのに運がついてくるはずがありません。宝くじだって、買わなきゃ当たらないでしょう。

神戸にパシフィックモーターズという会社があるのですが、そこの経営者に以前聞かれたことがあります。「これからの日本を背負って立つ人はどんな人だと思う？」「今の若い人なのでは」「そうだよ、それから貧乏人だよ」。

・・・つまり、家が苦しい人は、いつかはこうなりたい、ああなりたいという強い思いがある。しかし恵まれた人は何も考えない。思いの強さがある分、貧乏人は努力や苦労も厭わない。これからの日本を背負って立つ力も持っているのだということです。



工場に張り出してある「思い」

## ——神戸自動車は家族。私はお父さんで従業員は子ども。



正確な作業で  
お客様の期待に応える従業員

私は従業員のクビは切りません。神戸自動車は家族だからです。私は社長じゃなくてお父さんです。お父さんは家族のためにエサを取ってこなければなりません。エサを取れない日もあります。そうなると焦りも出てくる。自分より大きなものにぶち当たって死ぬかもしれない。それでもエサを取って来るのがお父さんなんです。自分は食べなくても家族を守るのは親の役割ですから。

でも、親だから厳しいですよ。子どもを育てる責任がありますから。時に厳しく従業員を叱ることもあります。わかってくればいいのですが、いつまでもブスツとしているときもある。そんな時は、あとで呼んで話をします。「どうして怒られたか考えてみたか」と尋ね、その原因をしばらく話すうちに心がほぐれていき、「すみませんでした」と素直になってくる。そこで肩を叩き「頑張ろうな」と言葉をかける。叱りっぱなしではいけません。叱ったら、あとのフォローも忘れないようにしないとね。

そんな厳しいお父さんに、従業員はついてきてくれるわけですから、本当にありがたいです。

## ——何があっても人のせいにしない。時代のせいにしない。

経済危機だから業績が悪いとか仕事がないとか口にされる方がいます。でも、私はそれを経済危機のせいにしたり人のせいにしたりしたくない。状況が悪いなら悪いなりに、それを打ち破る努力と行動をしなければなりません。嘆いているだけでは何も変わらない。

落語家の三遊亭歌之介師匠が鹿児島日産の40周年記念講演会で話していたのですが、彼はブルーバードに乗っているそうです。車検時期になり代車が来たのですが、それがとんでもないガンタレ車だったとか。これじゃダメですよ。もし代車がピカピカの新車だったら、買い換えようかと思ってもらえたかもしれないわけですから。こうしたらお客様はどう思うだろう、ああしたらお客様は喜んでくれるのでは・・・そんなふうに想像力を働かせて変わっていければ、状況も良くなってくると思います。

私のところに車を持ってこられるお客様に対しても、この人は早く処置して欲しいのか、きれいにして欲しいのか、安くあげて欲しいのか・・・会話の中からそれを読み取り、お客様の気持ちに沿うように一生懸命仕事をしています。車を工場までわざわざ持ってこなくても、こちらから駆けつけて修理することができるように、専用の出張修理サービスカーも作りました。

お金を儲けようと思うからお客様が来ない。そうではなく、お客様の立場になって考え、それを実現するための努力をしていくことが、今、必要なことなのではないでしょうか。



出張修理サービスカーの内部

# 「鹿児島」の魅力を 連携しよう

日本銀行横浜支店長（前鹿児島支店長） 市川能英 氏



日本銀行は、銀行券発券、通貨・金融の調整、物価の安定などを業務とし、国民経済の健全な発展を支える役割を担っている日本の中央銀行だ。管轄する地域の金融・経済に関する調査分析も行っている。昨年秋以降の厳しい景気後退で苦しむ中小企業が多い中、鹿児島はどうか、元気が出る要因はないのか、光はどこにあるのか。編集委員のリクエストを受け、3年余りに渡って鹿児島は金融・経済を見つめてきた、日本銀行前鹿児島支店長の市川能英氏に寄稿いただいた。

全国的に景気は昨年の秋以降、非常に厳しい景気後退期に入り、最近ようやく下げ止まりつつある。その中で、鹿児島県経済もまた景気後退下にはあるが、全国的に生じている非常に厳しい様々な調整は、なお一部にとどまっており、全国に比べれば景況感の落ち込みは小さい。たとえば大型小売店販売額（既存店ベース）をみると、当県ではここ数年、全国を下回る前年比マイナスが続いてきたが、昨年11月以降この5月まではむしろ7か月連続で全国を上回っている。この背景には、当地の経済は輸出依存度の高い製造業が少なく食品加工のような需要の安定的な産業構造を有していること、昨年秋以降の交易条件の改善効果が地元経済には比較的広く及んでいること、安全安心ブームが広がりをみせていたこと、篤姫効果による観光面の押し上げ効果が春先まで残ったこと、給付金等の金融・財政面からの景気下支え効果が全国的には速い段階で波及したこと、などが挙げられる。しかし、今後もこれが続くことを期待するのは少し楽観的過ぎるかもしれない。北薩方面を中心に雇用所得面の調整圧力はこれから本格化するほか、今の個人消費を支えている金融・財政面の効果は一時的なカンフル剤であり、その反動はある程度避けられない。今後、当地でもこれからまだ景気調整色が強まる可能性は少なくない。

しかし景気は必ず循環するものであり、現在の景気後退局面の先には、再び回復局面が待っている。今すべきことは、厳しい逆風の中でまずは体力を温存し足腰を鍛え、同時に回復したときに備えて先に向けた布石を打つという組み合わせになるが、そのバランスが難しい。単独での取り組みには限界がある。

こうした状況を打開する鍵は「連携」にある。当地には魅力ある点が多い。ただし、その魅力は線や面になって繋がっていないことが多い。単独では乗り切れないものでも、それぞれの持つ強みを連携し弱みを補完しあうことで展望が拓け、新たな展開も期待できる。とくにこれまで連携したことのない分野同士で手を結び、「鹿児島」の持つ潜在的な力を結集し新しい魅力を生み出すことができれば、それは大きなチャンスがある。今、世界的なボーダーレス化が進んでいる。当地もまた、その波から無縁ではいられない。新幹線全線開業もある意味でボーダーレス化の一つの波である。チャンスでもあるが、ピンチにもなる。これからは中で競い合うのではなく、中の魅力を結集していく時代だと思う。そのための準備期間は、これから先の景気回復局面を展望すると、残された時間はそれほど多くない。

特別寄稿 安心・安全を守る

# 食品の安全を創るシステム

一級建築士事務所（鹿児島市山下町 16-15）  
（株）環境設計 代表取締役 八反田淳一 氏  
一級建築士・設備設計一級建築士・HACCP コンサルタント  
kankyoku@po.synapse.ne.jp  
http://www5.synapse.ne.jp/kankyo/



（株）敏太郎、（旧（株）南海屋）昭和 63 年設計（国内第一号 SQF2000 及び HACCP の認証を同時取得、現在 TQCSI にて認証）

安心・安全を守ることは、どのような企業にとっても大切であり、対処を誤ると組織存続の危機を招きます。

本号では、食品業界が安心・安全を守るためにどのような取り組みを行うべきか、株式会社環境設計の代表取締役八反田淳一さんに寄稿いただきました。



## はじめに

わが国の食品安全に対する国民の注目度はここ数年厳しくなり、安全性に対する要望が急速に高まっています。

食の安心安全という言葉は、食中毒の危害や異物混入事故を防止するシステムの構築と同時に、産地表示並びに品種の偽装表示の発覚、農薬や添加物の使用方法の問題など、食品企業の経営のモラルを問う問題が発覚して、ますます消費者の信頼を損なっています。

万が一、食中毒を出してしまったら企業の存続にかかわる重大事になります。毛髪や昆虫などの異物混入は HACCP（ハセップ）上では危害にはなりません、消費者からのクレームや食品会社の信用に関わり、ペナルティーや業務取引停止にまでなる深刻な問題となります。

病原性大腸菌「0（オー）157」による集団食中毒の発生で、改めて衛生管理の安全性のあり方が問い直されていました。その中で注目を集めたのが HACCP（危害分析・重要管理点）という手法でした。

大規模食中毒事故の続発を機に、食品の安全対策の不備が問われています。特に今までの自主衛生管理については、各施設によるいろいろな手法が提唱されてきていますが、現実にはもっぱら経験と勘が主体でした。

近代設備の整った食品工場でも、施設・設備の衛生保持に誤りがあったり、機器や従業員の手指の洗浄・消毒が不十分でありました。

また、従来から行われている、ごく少量の最終製品だけを点検する方式では、「危害を十分に防止することが困難であることが認識されてきました。

このような背景から、厚生労働省では「欧米に倣って食品衛生法の一部を改正する法律の施行により、食品産業分野に対する「総合衛生管理製造過程」による、HACCP 導入の製造承認制度を設定しました。

また、製造物責任法（PL法）が平成 7 年に施行されたことにより、ますます製品に対する製造者（加工者）の社会的な責任範囲が厳しくなり、食品業界においては「製品の安全」の確保は最重要課題となりました。



【サニタリー室（手洗い等）】：手、指の洗いと共に下足と作業靴との交差汚染に注意する。



# 2

## 食品企業におけるリスク管理システム

1. 食品衛生新 5S(食品安全の基礎となる原則)
2. HACCP(危害分析重要管理点方式)
3. SQF2000(食品安全管理並びに品質管理システム)
4. ISO22000(食品安全マネジメントシステム)

※リスク管理については上記 4 項目以外に HACCP サポートプログラム(GMP(適正製造規範)・SSOP(衛生標準作業手順)等)があります。



平成 16 年 12 月完成 赤鶏農業協同組合  
2007 年 6 月 HACCP の認証を取得 (TQCSI 認定)

### 2-1. 食品衛生新 5S (食品安全の基礎となる原則)

食品衛生新 5S とは、食品工場を清潔に保つため「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ(習慣づけ)」の手順をマニュアル化する品質管理手法で、食品安全の基礎となる原則です。

衛生の基本と言われている 5S(最近では洗浄・制菌を加えた 7S も行われています)ですが、従業員全員に 5S 活動の意味・意義がきちんと理解されず、その為に衛生のレベルがなかなか向上しない。その結果、顧客クレームの顕著な減少につながっていないのが現状です。

従業員の意識に関わる部分が非常に大きく、これを変えるのが難しいことがその最も大きな原因と思われる。

従業員がルールを守れない場合、その理由を明確にする必要があり、その為に従業員とのコミュニケーションの場を持つことが重要になります。また、監視も必要であり、パトロールなどを通じて問題点を検出・解決する方法がよく用いられます。

最初に取り組むべきは、分かりやすく無駄のない作業場を実現するために、物や場所の表示を行い、工場などをきれいにして仕事をしやすくすることにより業務の生産効率をあげることが必要です。人・物それぞれについて長期的な計画を立て、地道に積み重ねていくことが重要です。

#### 1 整理

必要のあるものと無いものを区別し、不要な物を処分する事。

#### 2 整頓

使用する道具を分類して収納し、使い終わったら元に戻す事が必要です。

具体的には用具、備品、原料、半製品、最終製品ごとに保管収納場所を決め、その場所に何を保管するかを表示する。

種類、保管数量を表示し、最終確認を行う。また原料・半製品・最終製品は、保管場所の表示とともに保管物その物にも入荷日・使用期限を表示する事も重要です。

#### 3 清掃

自己流ではなく、マニュアル化してチェックをしつつ清掃・洗浄を行い、ゴミの分類をしていく事が必要です。

洗浄によって埃や食品カスとともに目に見えない微生物もある程度減少します。洗浄を行うときに特に注意することは、洗剤や消毒剤・殺菌剤を使用したら「すすぎ」によってそれらを確実に除去する必要があり、怠ると薬品残留による危害の発生や製品の品質への影響が現れます。

#### 4 清潔

清掃したあと、汚さないようピカピカを保っていく。特に食品に接触する器具や作業台は、病原菌をはじめとする微生物検査にも耐えられる程度に清潔に保つ必要がある。

## 5 しつけ（習慣づけ）

自力本願・最終目的・重要項目・相互得失・相互理解・共有利益を意識し、習慣づけていく事が大切です。ルールを決めて従業員に任せるだけではなく、そこに必要なことは教育訓練であり、コミュニケーションです。



クリーンルーム



クリーンルーム前室(サニタリールーム)

## 2-2. HACCP（危害分析重要管理点方式）

### 2-2-1. HACCP とは

宇宙食に対する食品の衛生的保全を確保する監視システムとして、1960年代に米国で開発されました。その後、米国およびEUにおいてHACCPに基づく衛生管理が広がり、1993年に国連のFAO/WHO合同食品規格委員会(Codex委員会)によりガイドラインが採択されました。これが現在世界中のHACCPの拠り所となっています。

原材料から始まり、製造・加工工程を経て最終製品の保管・流通から喫食に至るまでの全ての過程において発生する恐れのある危害を制御(管理)することを目的として、安全性に重点をおいた管理技法です。

HACCPが有効に機能するためには、GMP(適正製造規範)やSSOP(衛生標準作業手順書)を含む一般的衛生管理(Prerequisite Program-P.P.)が適正に行われていることが必要です。

すなわち通常の衛生管理がきちんと行われているという前提の下に、原材料などととも外部から持ち込まれたり、工程中で発生(汚染、増殖、混入)し得る人の健康を損なう恐れのある重大な危害要因に対して管理点を定め、危害要因を重点的に除去・抑制するという手法です。これがCritical Control Point(CCP:重要管理点)であります。

HACCPシステムは12の手順と、危害の恐れとその重要度の分析を前提として、各工程の管理基準・モニタリング方法・改善措置・検証方法・記録の管理を含む7つの原則が基本となっています。

#### 【HACCPの7つの原則・12の手順】

1. HACCPチームの編成
2. 製品の説明
3. 使用目的の特定
4. フローダイアグラム(工程図)の作成
5. フローダイアグラム(工程図)の現場確認
6. (原則1)全ての潜在危害のリストアップ(危害分析、管理方法の決定)
7. (原則2)重要管理点(CCP)の決定
8. (原則3)許容限界(管理基準)の設定
9. (原則4)各CCPのモニタリングシステムの確立
10. (原則5)発生しうる逸脱に対する是正処置の設定



作業場: 準清潔作業区域

11. (原則6) HACCP システムが有効に機能していることの検証手順の確立
12. (原則7) 記録保存と文書化方法の設定

## 2-2-2. HACCP の歴史と最近の内外の動向

HACCP の概念は、1960 年代に宇宙計画が推進された際に、宇宙食の高度な微生物学的安全確保のためにと、ピルズベリヤー社のバヴマン博士らのチームが NASA(米国宇宙局)と共同して開発したものです。

その後、低酸性缶詰食品の GMP(適正製造規範)の中にこの概念が取り入れられ、大きな成果を挙げたことから、この方式は国際的に高く評価され一躍脚光を浴びてきています。

ここ数年の内外動向は、アメリカでは食品医薬品局(FDA)が 1995 年 12 月に輸入品を含めた水産物の HACCP 規制の実施を発表(1997 年 12 月に施行)、また食肉、食鳥肉、食肉製品については、農務省食品安全検査局(FSIS)により 1996 年 7 月に最終規則が公示されました。EU(欧州連合)では、1996 年から HACCP 手法による衛生管理を義務付けています。

我が国では 1996 年に「総合衛生管理製造過程の承認制度」が制定され、平成 21 年 6 月 30 日現在の総合衛生管理製造過程制度承認企業は 555 施設 807 件が認証されています。

現在までに「乳」・「乳製品」・「食肉製品」・「魚肉練製品」・「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」および「清涼飲料水」の 6 業種に対して、厚生労働省による審査と承認が行われてきています。

また対米輸出水産物に関しては Seafood HACCP Regulation に基づき、平成 9 年 12 月 18 日より米国食品医薬品局(FDA)による HACCP の適用に関する連邦規則が施行されています。

この規則は、水産食品を対象とした規制で、米国内を流通する水産食品は、HACCP を導入した製造ラインで製造されていなければならないというものです。

一方、我が国の民間認証機関による HACCP の認証は 1998 年頃から始まり、多くは ISO9000 システムを審査認証していた民間機関が HACCP についても認証するものです。

その審査規格は Codex ガイドラインそのものであることが多く、認証登録も審査した民間機関になされます。これを公的認証に対して私的第三者認証と呼んでいます。公的認証の対象外である製品や業種についても認証されるという利点があります。



(株)敏太郎、(旧)南海屋 昭和 63 年設計(国内第一号 SQF2000 及び HACCP の認証を同時取得)

## 2 - 3 . SQF2000 (食品安全管理並びに品質管理システム)

### 2-3-1. SQF2000 の概要

SQF2000 は西オーストラリア政府機関(AGWEST)が全食品産業向けに開発し、食品の安全と品質を確保することを目的としたシステムです。

#### 【HACCP と SQF2000 との違い】

HACCP は食品の安全性を確保するためのシステム、危害要因を未然に防止する管理ツールとして発展してきました。現在でも、HACCP といえば安全危害だけを予防するシステムと理解されることが多いですが、SQF2000 は HACCP の手法を使って品質をも管理するものであるから、この点では従来の HACCP と異なると言えます。

しかしながら、Codex ガイドラインに沿ったステップを完全に踏んでおり、基本的に HACCP であることは間違いありません。従来の HACCP に比べて、安全だけでなく市場の要求に応えられるという利点があり、より高度な HACCP と言うことができます。

もう一つの違いは、品質(仕事)を確実にするシステムとして、ISO9000S 規格を取り入れていることです。

ISO9000S 要求事項で、食品産業にとって重要なものを6項目に整理して SQF2000 品質規格として整備している点です。その中には ISO9000S には見られない「食品安全」という項もあり、規格の中核を担うのは HACCP の思想です。

SQF2000 品質規格をよく見ると、すべてが食品の安全と品質の確保に向かっていることがわかります。

冒頭にあげました食品の事故やクレームに対して、単に HACCP+ISO9000 を取得すれば何とかかなると考えるのは安易に過ぎるのではないのでしょうか。

現実には、既に両方の認証を受けている食品企業の中には HACCP と ISO9000 の運用が噛み合っていないところも見受けられます。

食品産業にとっては安全品質確保のための HACCP が最も重要なものであり、ISO9000 のような規格はそれを支えるシステムと考えるのが適当ではないのでしょうか。

SQF2000 はコンパクトではあるが、ひとつの規格でこのことを実現しており、安全(規定要求事項)と品質(顧客要求事項)を明確に分け、食品産業向けに HACCP と ISO9000S を補完し合うかたちで統合したものです。

## 2-4. ISO22000 について

食品安全マネジメントシステムの国際規格 ISO22000 は、食品衛生管理で世界的に認められている Codex 委員会の HACCP システムに、ISO9001 の要求事項の一部を取り入れてマネジメントシステム規格としたもので、食品製造業だけでなくそのサービス供給者を含むすべてのフードチェーンを審査登録対象としています。

食中毒・アレルギー・添加物などに対するリスク管理が、原材料のグローバル調達の実現などによって複雑化する一方、消費者の食品安全に対する意識はますます高まっています。

ISO22000 は既存のハザードに対する備えや新しく発生したハザードに対する分析を適切に行い、食品安全のリスクを低減することで、消費者に安全な食品を提供することを可能にするためのツールです。

これまで、厚生労働省が進めてきた総合衛生管理製造過程(日本版 HACCP)では、承認品目が限定されており、それ以外の食品を取り扱っている組織は、承認を得ることが出来ませんでした。ISO22000 は第三者審査を想定した規格となっており、すべての食品関連組織が取り組むことが可能です。

大手企業では、今後購買先の管理やトレーサビリティの確保を目的として、この規格を購買先に要求することも考えられでしょう。

また、すでに ISO9001 を取得している企業は、食品安全リスクを強化するためにリスクマネジメントのツールとして、ISO22000 を活用することができます。

現場を中心とした従来の HACCP システムではなく、組織全体で食品安全を追求するシステムである ISO22000 を導入することにより、より強固なリスクマネジメントを実践することが可能となり、その結果として顧客に対する安心の提供を実現することができます。

\*JAB 認定を受けた審査登録機関での ISO22000 認証取得企業は 95 社(2009 年 1 月末現在)

# 3

## おわりに

食中毒菌は家畜・家禽・ヒトなど広範囲に分布し、河川・海・土壌などの自然環境にも分布することから、食品への病原微生物汚染を積極的に減少させるためには、生産段階での HACCP システムの導入が極めて重要です。

しかしながら、生産段階での病原微生物の制御が困難なために、相変わらず農産、畜水産物の病原微生物汚染が継続しています。

米国ではペンシルバニア州、メリーランド州など多くの州で産卵養鶏場が HACCP を導入しており、この結果として S.E(※1) 食中毒が減少してきていることが強調されてはいますが、食肉製造業では HACCP が義務化されているにもかかわらず、挽肉への 0157 汚染が確認されており、農場での病原菌制御対策が遅れている状況を見ますと、対策が困難であることがうかがえます。

又、生野菜においては、サルモネラ、0157 などの大規模な食中毒が発生して、その原因は生産段階あるいは流通での病原菌汚染が考えられ、生野菜の取り扱いにも警鐘を鳴らしています。

米国農務省は HACCP の完全実施と政府による監査などの見直しが叫ばれています。

国内では総合衛生管理製造過程による認定工場が増えてはいますが、乳・乳製品の製造にしても、まだまだ少ない状況です。(※2)

その他中、小規模食品企業でも認証の取得は少なく、今後さらに食品の安全性を確保する為にも HACCP システムが必要であろうかと思えます。

HACCP 導入企業では単に書類の整備と記録に終わることなく日常的に HACCP による衛生管理を実施する必要が有ります。

さらに行政サイドは HACCP 認定工場に対しての指導や監査方法なども早急に見直ししなければならないと考えます。

広域的に流通する食品では、想像もできないほどの大規模な食中毒が発生します。また近年企業におけるコンプライアンスが取りざたされ、法令違反(各種表示違反等)による信頼の失墜や、それを原因として法律の厳罰化や規制の強化が事業の存続に大きな影響を与えた事例が繰り返されています。

食品企業における社会的責任は極めて重く、高い倫理(企業倫理)が求められ、これまで以上に「食の安全・安心」の確保が大きな経営課題となっております。

安全・安心を提供する企業として、経済利益よりも食品の安全性確保を優先すべきと考えます。

※1 SE: (Salmonella Enteritidis 食中毒) 食肉および鶏卵を主体とする食品に多く、卵を利用したサンドイッチ等によるものが増加しており、調理後、常温に長時間放置されたために 食中毒を起こしている事例が多い。

※2 平成 21 年6月承認状況(乳224件・乳製品 236 件)(厚生労働省統計)

### 八反田淳一 氏: 経歴

- 1999 年に seafood haccp(米国食品医薬品検査協会の HACCP 検査義務プログラムの資格を取得。AFDO(米国食品医薬品検査官協会)に登録
- 2002 年に sqf2000 (オーストラリアで開発された HACCP+ISO9000) の資格取得。AGWEST(西オーストラリア政府)に登録・SQF インスティテュート SA(SQF 国際認定機関 本部(スイスのローザンヌ))に登録
- 昭和 63 年に国内で初めて国際的品質と衛生管理システム SQF2000 及び HACCP の認証を同時取得した衛生的な工場の企画、設計を担当。





温暖化防止と環境のために

# 地球にやさしい環境の維持を！

株式会社南日本総合サービス 常務取締役 平瀬雅和氏

(株)南日本総合サービスは、建築物・施設のトータルマネジメントと環境保全を基幹業務としている。ビルのクリーニングや害虫防除・建築設備管理・警備サービス・指定管理者事業など、守備範囲も幅広い。

平成18年3月に清掃・設備部門においてISO14001（環境マネジメントシステム）の認証も取得している同社の環境への取り組みについて、ISO管理責任者である常務取締役 平瀬雅和氏にお話をいただいた。



## 清掃作業に秘められた環境へのこだわり

同社が受ける業務の中に、ワックスの塗布された床面の剥離清掃という作業がある。通常の床面清掃と比較すると手間がかかり、安全管理にも一層の注意を必要とする作業である。

剥離清掃は、剥離剤を使用して古いワックス塗膜を除去し、床面を素の状態に戻してから、再度新しいワックスを塗る作業だ。

そのプロセスは、まず清掃箇所の物品を安全な場所に移動し、作業表示板を置いて人の出入りを制限する。埃や塵をモップ等であらかじめ取り除き、剥離剤を塗布して時間を置くと、ワックス成分である金属と樹脂の結合が溶解し、ドロドロの廃液となる。これをポリッシャーなどで洗い落としていく。

この剥離廃液だが、アルカリ性で環境に悪影響を及ぼすことが心配されている。同社では、最終的には海に届くかもしれない剥離廃液を回収して、一次保管後、産業廃棄物として出している。

現状では法令違反というわけではなく、しかも産廃として出せばコストもかかる。しかし同社では、少しでも環境に悪影響を及ぼす恐れがあることは極力排除している。ビルの環境を守り、そこで生活する人々を守るのが使命だからだ。

## 環境で地域をつなぐボランティア

地域社会との結びつきを強め、社会に貢献していくために行っているのが慈眼寺寿光園でのボランティアだ。高齢者の方々の生活環境を快適に整えたいと、11年前から毎年行っている。各部署から20名程度のスタッフが施設に赴き、床面や窓ガラス、トイレ、浴室、調理場等の清掃、換気扇や照明器具の点検整備、雑草除去を行う。

また、毎週水曜日の朝には、本社のあるアーバンポートホテル周辺地域の清掃も行っている。

ボランティア活動を行うことで生まれる人的交流によって、参加する従業員が視野を広げる機会にもなり、副次的な効果も生まれている。



寿光園でのトイレ内換気扇清掃



本社周辺地区の清掃

## 外部のエコ活動にも積極的に参加

同社は ISO14001 の認証取得も受けており、鹿児島市環境管理事業所※1として認定されている。環境問題・環境保全に対し、全社を挙げて取り組んでいる同社では、外部のエコ活動にも積極的だ。

平成 19 年には、鹿児島県が主体となった「通勤時の交通を環境や健康にやさしい交通手段に変えてみることで、渋滞緩和や省エネルギー、公共交通の利用促進などを図ることを目的とする社会実験」にも参加した。主な活動としては、1. マイカー通勤から公共交通機関通勤への変更 2. 自転車通勤・徒歩通勤 3. 乗り合い通勤などの取り組みである。この活動で、鹿児島都市圏エコ通勤評価委員会により、平成 19 年度エコ通勤事業所として認定された。

また、エコパかごしま(環境パートナーシップかごしま)※2にも参加し、鹿児島市内で業務を行う一事業者として、現在の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくための活動にも参加している。

## 最高のサービスで最大の信用を！

同社はビルの環境を整えることに関してはプロフェッショナルだ。前社長の時代から、環境対策は避けて通れないと地道な取り組みを進めてきた。しかし、トップダウンで進めてきたわけではない。従業員に対しては、社内報 Souai や朝礼などで少しずつ意識付けを行い、“考える機会”を作っている。小さな行動の積み重ねで、自ら考え、改善提案を行う雰囲気醸成してきたのだ。

ISO14001 では、汚染の起こりえない作業方法の確立や、地球環境にやさしい資材の採用、省資源・リサイクルの推進、電力・燃料の節減などを行動指針として定めている。

自社の環境対策だけではない。同社はお客様にビルの設備管理も任される中で、環境によく、かつコスト削減にも繋がる方法を積極的に提案できる立場にある。同社の持つ専門知識・サービスを基盤に、地球温暖化を防止すること。それはお客様の未来への最高のサービスとなっていこう。

(※1)鹿児島市環境管理事業所…鹿児島市が H16 年に創設した中小事業所向けの簡易型環境マネジメントシステム。鹿児島市内の中小事業所が容易に環境保全に取り組めるようになっている。環境管理指針に基づき環境マネジメントシステムを構築し、3 ヶ月間実践を行い、鹿児島市の職員が審査し認定するしくみ。ISO14001,KES,EA21 の認定事業所は審査なしで認定される。

(※2)エコパかごしま(環境パートナーシップかごしま)…環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、循環と共生を基調にした環境にやさしい持続可能な社会を協働して構築するための団体。事務局は、かごしま環境未来館(TEL:099-806-6666)。

# 焼酎

## 地域力連携 連動企画アンケート に関する消費動向調査

地域力連携拠点の調査研究事業のひとつとして、焼酎に関する消費動向の調査を行いました。全国の都道府県中小企業団体中央会・商工会連合会、県庁所在地の商工会議所の職員を対象に行ったアンケートの結果を一部ご紹介します（グラフに特段のラベルがないものは、全数の統計数字です）。お酒・焼酎の嗜好について地域差・性差はあるのか、興味深いデータとなりました。

なお、このデータについては、下記のアドレスから EXCEL で全てのアンケートデータをダウンロードできます。



<http://www.satsuma.or.jp/shochu/shochu.xls>

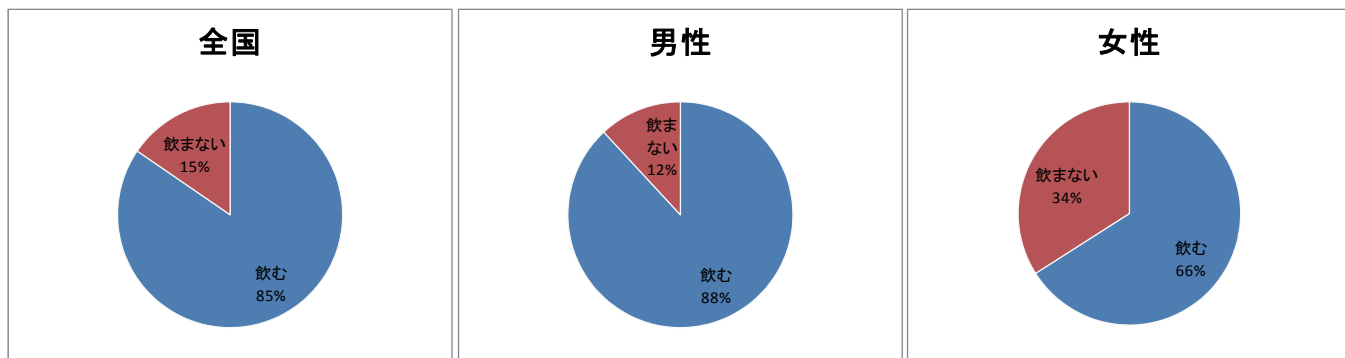
### 回答者の属性

地区名	男						男 合計	
	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～		
北海道・東北	11	25	23	33	4		96	
関東	6	16	22	34	8		86	
北陸	3	5	8	10	3		29	
東海・甲信越	3	9	7	17	4	1	41	
近畿	2	6	7	7	1		23	
中国	4	10	12	8	1		35	
四国	2	13	10	16	2		43	
九州・沖縄	7	39	33	37	11		127	
総計	38	123	122	162	34	1	480	
地区名	女						女 合計	総計
	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～		
北海道・東北		9	4	3			16	112
関東	1	4	6	4			15	101
北陸	2						2	31
東海・甲信越	3	2	4				9	50
近畿		2	2				4	27
中国	5		2				7	42
四国	2	2	1	1			6	49
九州・沖縄	9	13	9	1			32	159
総計	22	32	28	9			91	571

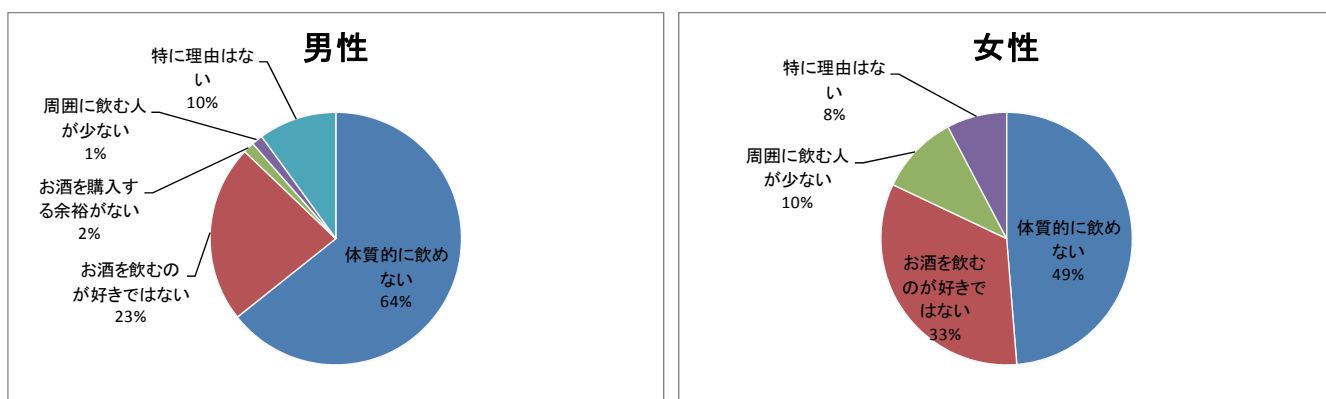


## ◆◆◆アルコール全般に関する質問です◆◆◆

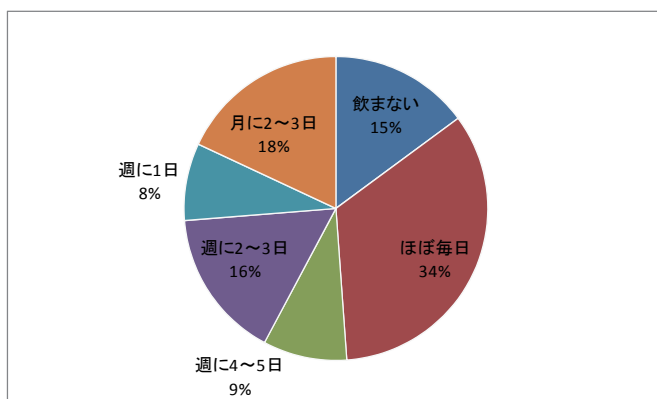
### お酒（アルコール全般）は飲みますか（ひとつだけ選択）



### 飲まない理由は何ですか（複数回答可）



### 飲酒の頻度はどのくらいですか（ひとつだけ選択）



ここまでの質問で、飲酒する人は全体の85%（男性は88%・女性は66%）。

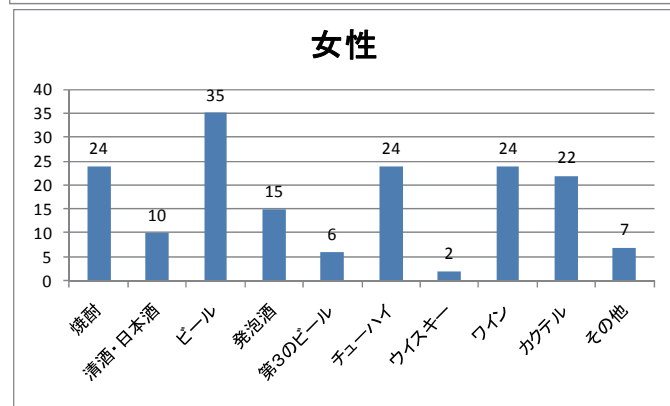
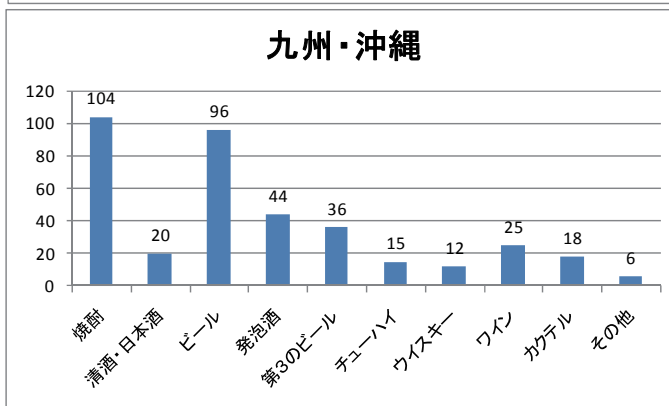
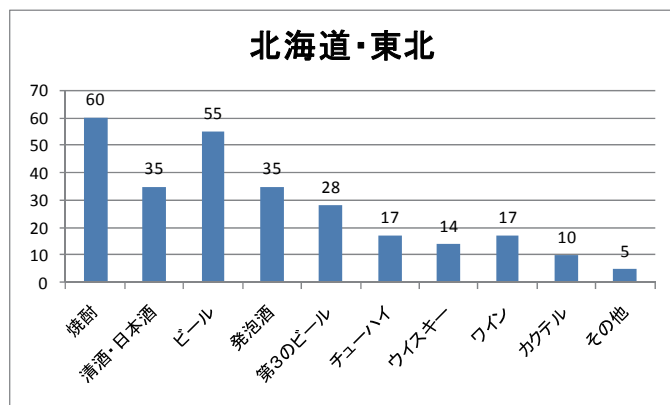
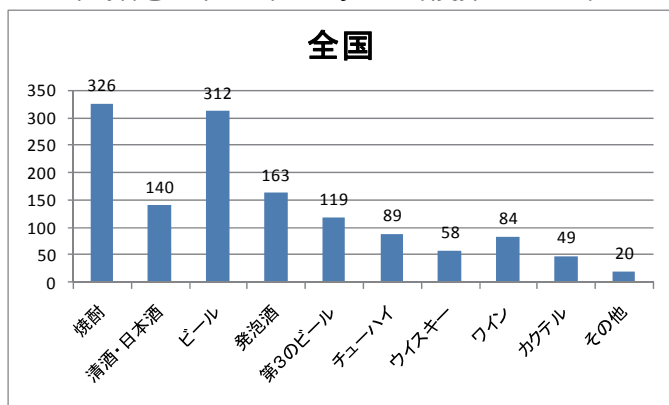
お酒を飲まない男性は「体質的に飲めない」（64%）「お酒を飲むのが好きではない」（23%）で9割近くを占める。

お酒を飲まない女性の場合は、「体質的に飲めない」（49%）「お酒を飲むのが好きではない」（33%）で8割近くを占めるが、男性と比較すると「周囲に飲む人が少ない」が10%あることから、連れがいないと1人では飲みにくい状況が伺える。

飲酒頻度は「ほぼ毎日」（34%）「週に2~3日」（16%）「週に4~5日」（9%）で6割近くを占める。

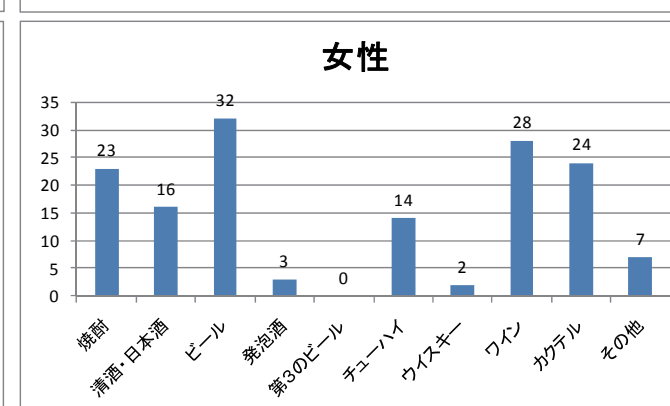
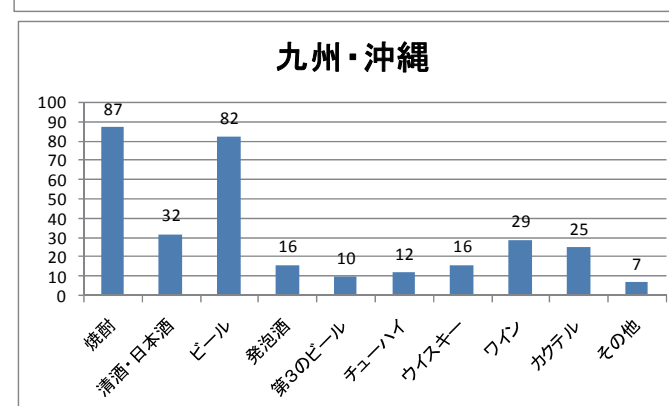
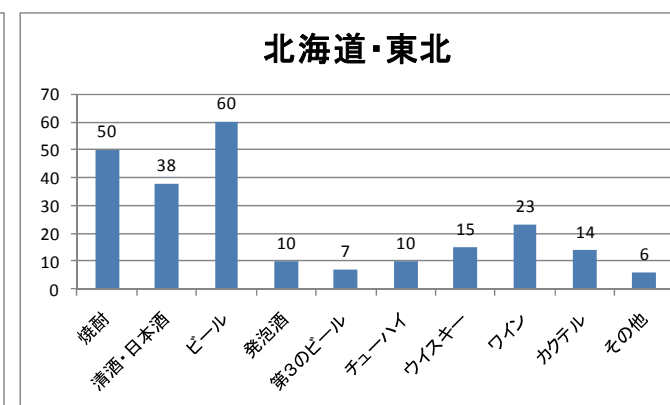
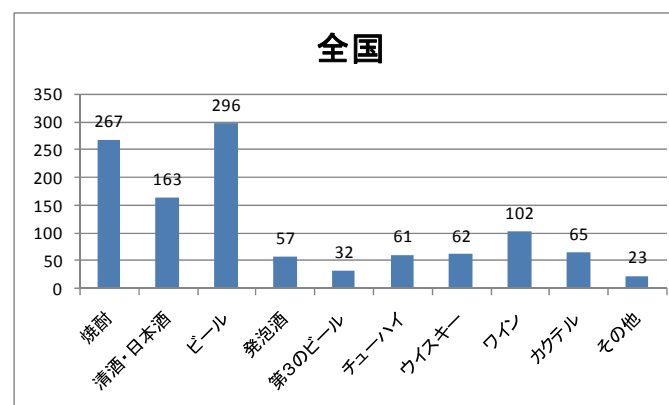
飲酒頻度は「ほぼ毎日」（34%）「週に2~3日」（16%）「週に4~5日」（9%）で6割近くを占める。

## 普段飲むお酒は何ですか（複数回答可）



普段飲むお酒は、全国では「焼酎」（326人）、次いで「ビール」（312人）が多い。地域で比較すると「清酒・日本酒」については北海道・東北の割合が高く、九州・沖縄は低い。北海道・東北でも焼酎が1位となっているが、これは乙類ではなく甲類と思われる。また女性に最も人気のお酒は「ビール」（35人）で、次いで「焼酎」（24人）「チューハイ」（24人）「ワイン」（24人）「カクテル」（22人）が拮抗している。

## 好きなお酒は何ですか（複数回答可）

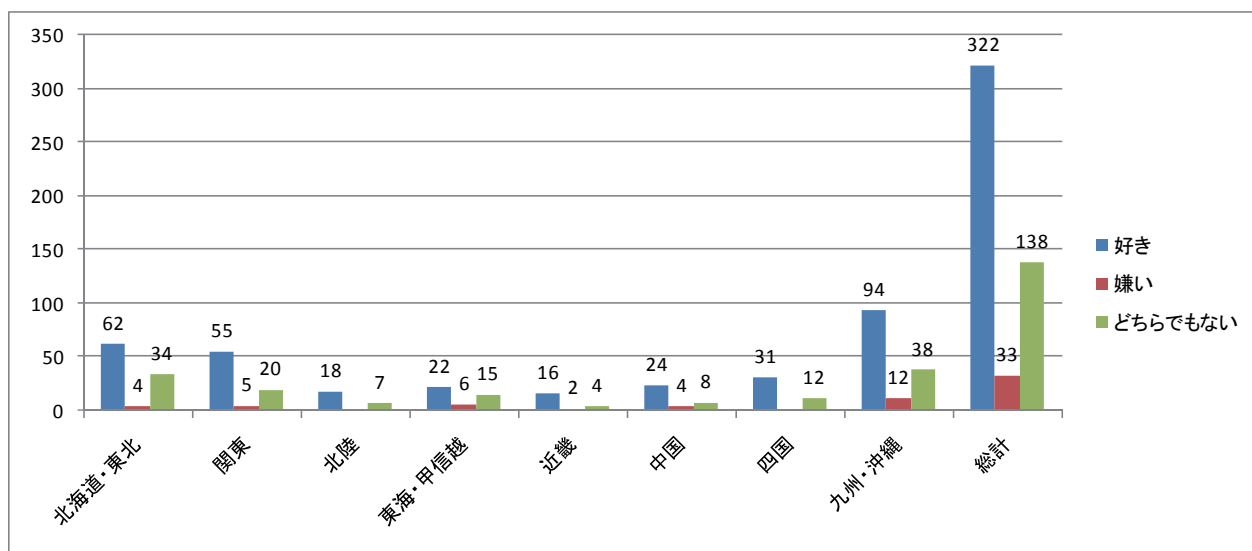


好きなお酒は、全国では「ビール」(296人)、次いで「焼酎」(267人)となり、普段飲んでいるお酒と逆転する。それ以外の状況を見ると、普段飲むお酒の設問では、「発泡酒」「第3のビール」は282人だったが、好きなお酒では89人となり、1/3以下に減少している。実際はビールを飲みたいが、価格の面で、普段は「発泡酒」「第3のビール」を飲んでいる現実が読み取れる。

女性が好きなお酒は、「ビール」(32人)に次いで「ワイン」(28人)「カクテル」(24人)「焼酎」(23人)と続く。

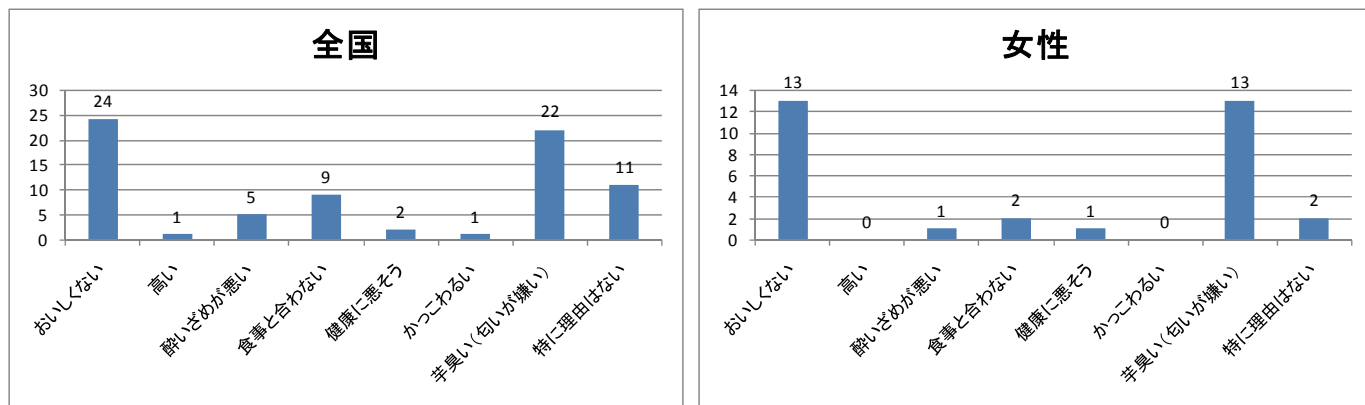
## ◆ ◆ ◆ 焼酎についての質問です ◆ ◆ ◆

### 焼酎は好きですか(ひとつだけ選択)



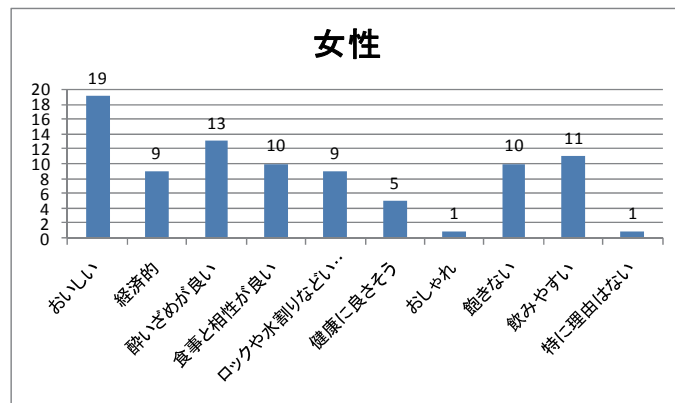
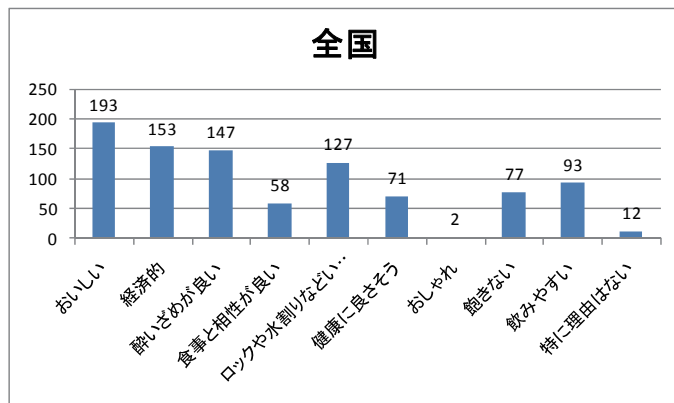
全国では、「好き」が322人(65%)「嫌い」が33人(7%)「どちらでもない」が138人(28%)で、概ね好意的に受け入れられている。地域別に見ても同様の傾向が見える。

### 焼酎が嫌いな方は、どんなところが嫌いですか(複数回答可)



嫌いな理由としては、「おいしくない」(24人)「芋臭い(匂いが嫌い)」(22人)の二つに集約される。

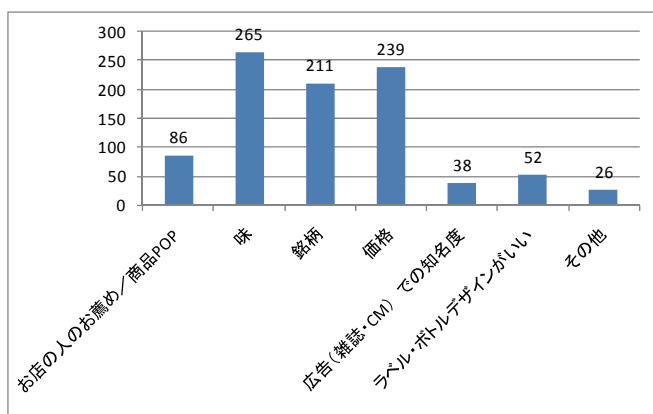
## 焼酎が好きな方は、どんなところが好きですか（複数回答可）



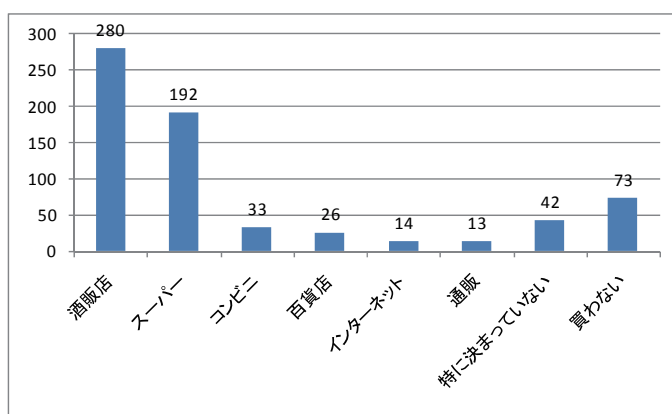
※5番目の項目は「ロックや水割りなどいろいろな飲み方を楽しめる」

好きな理由は分散しており、全国では「おいしい」（193人）「経済的」（153人）「酔いざめが良い」（147人）「ロックや水割りなどいろいろな飲み方を楽しめる」（127人）「飲みやすい」（93人）など、複数の指標に票が集まった。女性も分散しているが、「経済的」（9人）という理由を選択した人の割合は男性に比べると低い。

## 焼酎を買うときに決め手になるのは？（複数回答可）

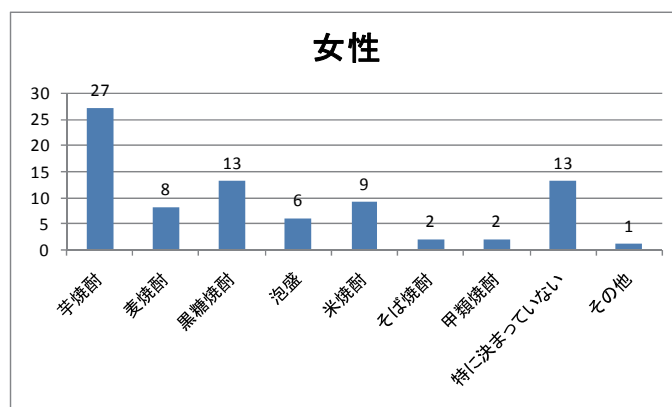
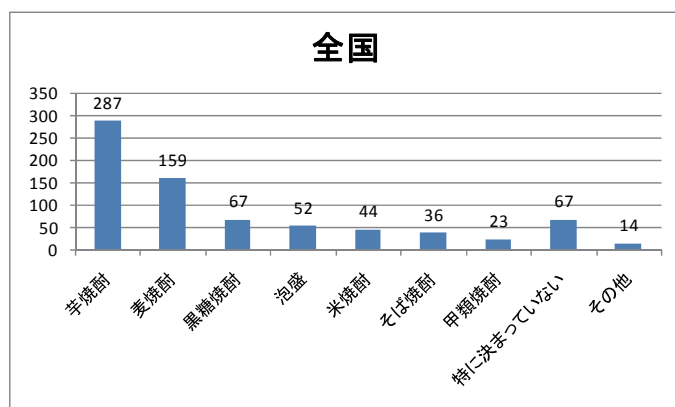


## よく焼酎を買う場所はどこですか（複数回答可）



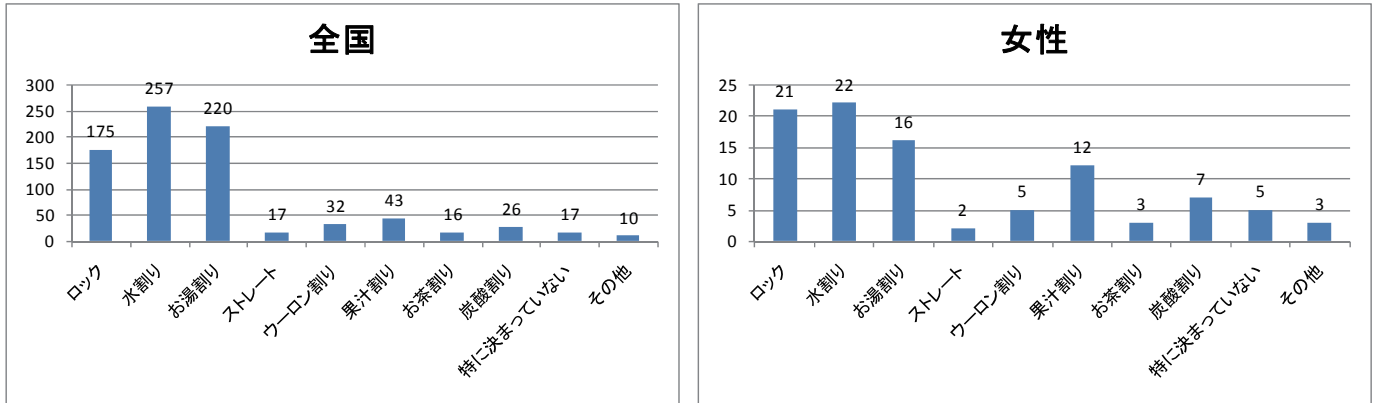
焼酎を買うときの決め手は、「味」（265人）「価格」（239人）「銘柄」（211人）の3つが多く、焼酎を買う場所は、酒販店（280人）・スーパー（192人）が多い。

## 好きな焼酎の原料は何ですか？（複数回答可）



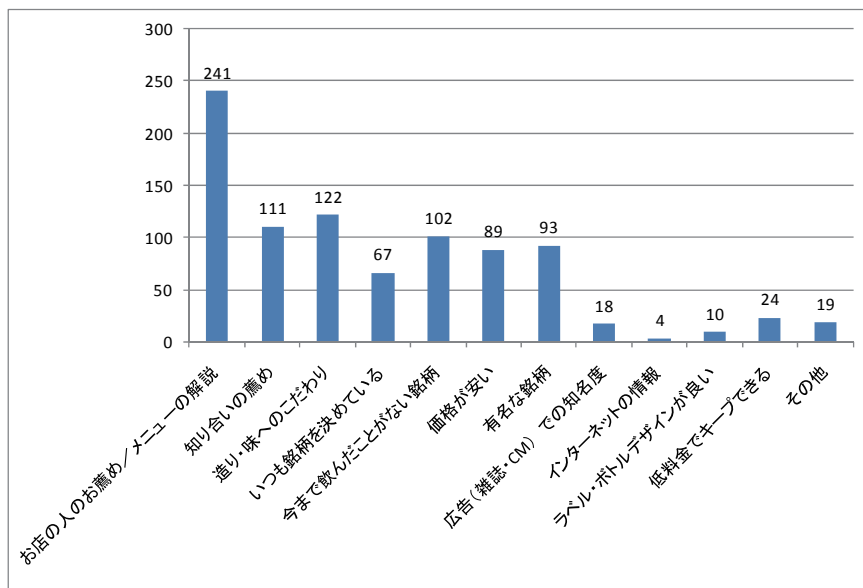
全国では芋（287人）・麦（159人）が多い。女性は芋（27人）黒糖（13人）米（9人）麦（8人）泡盛（6人）と分散している。

### 好みの焼酎の飲み方は？（複数回答可）



全国では「水割り」（257人）「お湯割り」（220人）「ロック」（175人）が多い。女性にも同様の傾向が伺えるが、「果汁割り」（12人）「炭酸割り」（7人）の割合が高いことが特徴である。

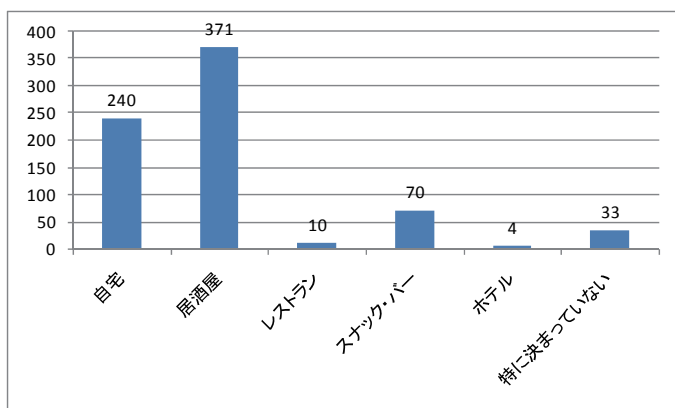
### 飲食店で焼酎を注文するとき決め手になるのは？（複数回答可）



飲食店での注文の決め手は、「お店の人のお薦め／メニューの解説」（241人）が他を引き離して1位となった。次いで「造り・味へのこだわり」（122人）「知り合いの薦め」（111人）「今まで飲んだことがない銘柄」（102人）「有名な銘柄」（93人）「価格が安い」（89人）などに分散している。

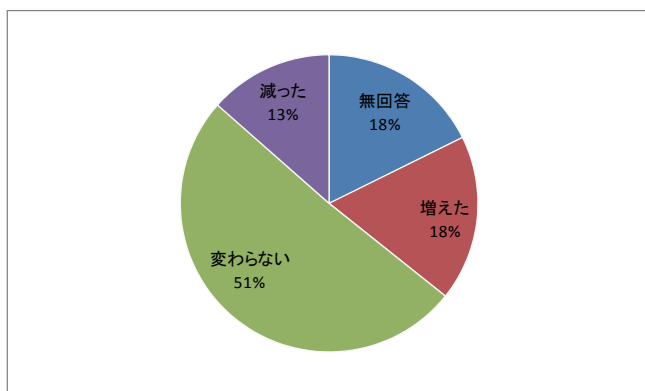


## よく焼酎を飲む場所はどこですか（複数回答可）



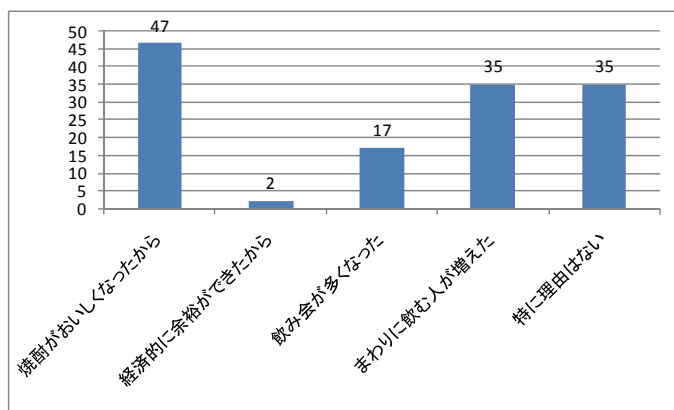
主に「居酒屋」（371 人）「自宅」（240 人）で飲まれている。

## 以前と比べて焼酎を飲む量は変わりましたか？（ひとつだけ選択）

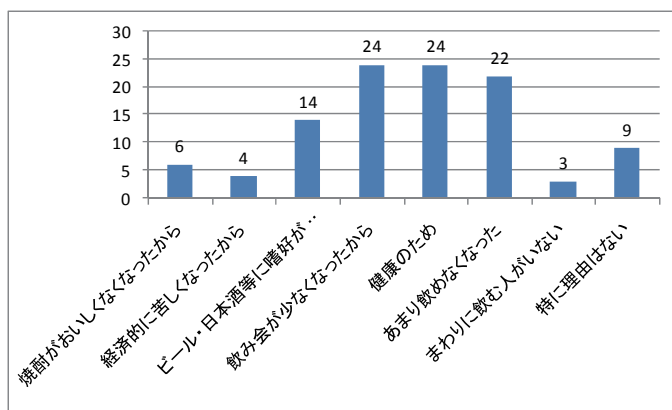


「変わらない」が 51%。「増えた」が 18% で「減った」が 13% となっており、増えた人の方が若干多い。

## 焼酎を飲む量が増えた方について、理由は何ですか？（複数回答可）



## 焼酎を飲む量が減った方について、理由は何ですか？（複数回答可）

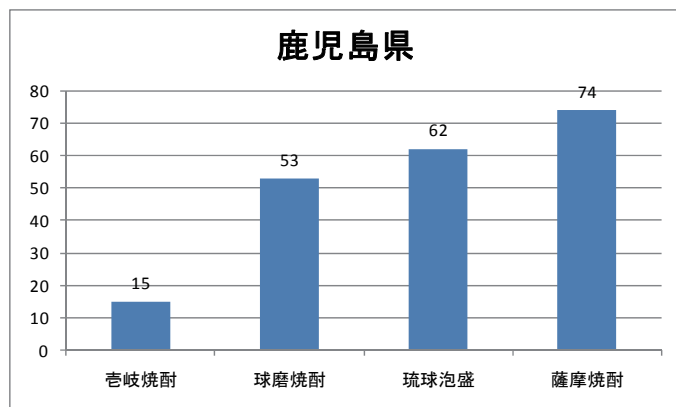
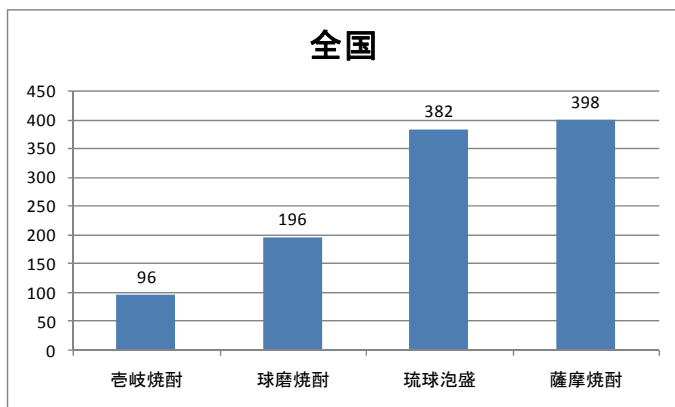


※3 番目の項目は「ビール・日本酒等に嗜好が変わったから」

増えた理由は「焼酎がおいしくなったから」（47 人）が最も多く、「まわりに飲む人が増えた」（35 人）がそれに次いでいる。

減った理由は「飲み会が少なくなったから」（24 人）「健康のため」（24 人）が最も多く、「あまり飲めなくなった」（22 人）がそれに続く。

国税庁は、酒類業組合法に基づき定められた国内の「地理的（原産地）表示」の保護対象に、蒸留酒としては以下の4つを指定しています（平成18年国税庁告示第9号）。あなたはいくつご存じですか。（複数回答可）



全国的に「薩摩焼酎」が最も知名度が高い。また「琉球泡盛」も「薩摩焼酎」に次いで高い知名度を誇っている。

**【豆知識】**

「薩摩焼酎」の表示を使うには

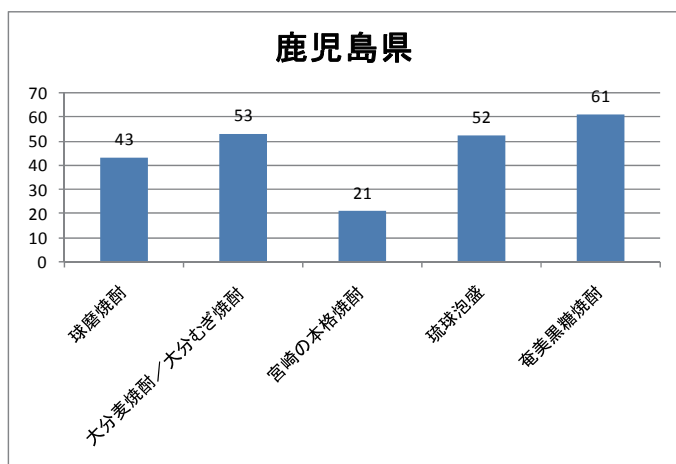
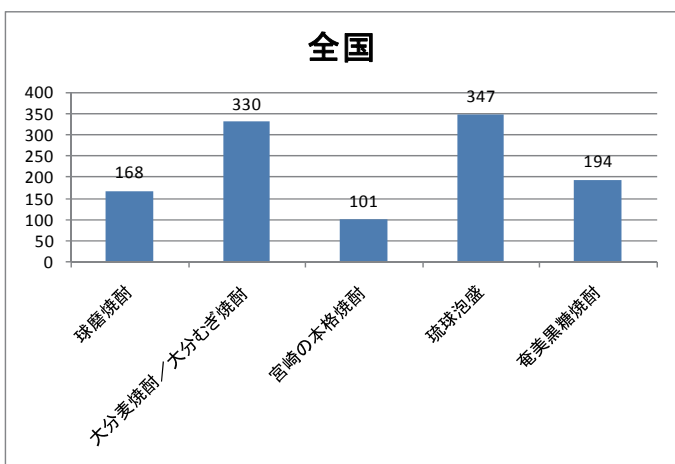
1. 原料に鹿児島県産のサツマイモと水、米麴または芋麴を使う
2. 鹿児島県内で造り単式蒸溜機で蒸溜する
3. 鹿児島県内で容器詰めする

という3つの条件を満たす必要がある。



平成19年に「WTO」のトリプス協定により制定された薩摩焼酎のロゴマーク

特許庁が認定する「地域団体商標（地域ブランド）」のうち、蒸留酒については以下のものがあります（平成21年2月6日現在）。あなたはいくつご存じですか。（複数回答可）



全国的には「琉球泡盛」と「大分麦焼酎/大分むぎ焼酎」の割合が高いが、鹿児島県では地元の「奄美黒糖焼酎」の知名度が最も高い。



## ●商工中金の新たなセーフティーネット貸付制度について【商工組合中央金庫】

### ※危機対応業務(損害担保付貸出・ツーステップローン)について※

商工中金は災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に法定指定金融機関として、中小企業・中堅企業の方々の金融円滑化に向けた融資を行っています。

#### 【中小企業の皆さまへ】

最近の経営環境や金融環境の変化、災害等で影響を受けている方を積極的に応援します

#### 【中堅企業の皆さまへ】

国際的な金融秩序の混乱により影響を受けている方を積極的に応援します。

担保が不足している事業者の方についても、中長期的に業況回復が見込まれるなどを十分に検討した上で、無担保の取扱いにも弾力的な対応を行っていきます。

※中小企業・中堅企業の範囲については商工中金にお問い合わせください。

#### 『損害担保付貸出』とは

日本政策金融公庫の一部補償を受けて中小企業・中堅企業等の必要資金をこ融資するスキームです。

#### 『ツーステップローン』とは

日本政策金融公庫から財政投融资貸付等を原資としたバックファイナンスを受けて中小企業・中堅企業等の必要資金をこ融資するスキームです。

### ■危機対応業務で取り扱う制度の概要

#### ●中小企業等対象

商品名	対象となる特別相談窓口	対象者	貸付限度額
損害担保付貸出	生活対策関連	社会的・経済的環境の変化等外的な要因により一時的に業況が悪化した(※1)ことにより資金繰りに著しい支障をきたした事業者の方で中長期的にはその業況の回復が見込まれる方(※1の例) ● 売上の減少 ● 経常利益または当期利益の減少 ● 仕入先・販売先との取引条件等の悪化	7億2千万円
	国際金融不安関連	取引金融機関との取引条件(※2)が悪化したことにより資金繰りに支障をきたした事業者の方で中長期的にはその業況の回復が見込まれる方(※2の例) ● 取引金融機関から、借入残高の減少、担保・保証人の追加、借入金額の引上げの要請等を受けている	3億円



	災害関連	災害によって被害を受けた事業者の方	1億5千万円 (組合は4億5千万円)
	建築関連 インフルエンザ他	左記による影響を受けた事業者の方で中長期的にはその業況の回復が見込まれる方	7億2千万円
ツーステップ ローン	生活対策関連	損害担保付貸出の「生活対策関連」窓口内容に同じ	7億2千万円
	国際金融不安関連	損害担保付貸出の「国際金融不安関連」窓口内容に同じ	3億円

<b>貸出期間</b>	設備:15年以内(但し、災害関連は10年以内) 運転:5年以内(特例:8年以内)(但し、災害関連は10年以内)
-------------	--

<b>適用利率</b>	所定の利率(担保条件・財務条件等によって異なります)
-------------	----------------------------

●中堅企業等対象			
商品名	対象となる特別相談窓口	対象者	貸付限度額
損害担保付貸出	国際金融不安関連	国際的な金融秩序の混乱による影響を受け一時的に業況が悪化した事業者(※3)の方で中長期的にはその業況が回復し、かつ経営の安定が見込まれる方(※3の例) ● 債券発行による資金調達に困難をきたしている、またはきたす恐れがある ● 取引金融機関との取引条件が悪化 ● 仕入先・販売先との取引条件等の悪化	累計20億円
ツーステップローン	国際金融不安関連		限度なし

<b>貸出期間</b>	設備:1年超15年以内 運転:1年超10年以内
-------------	----------------------------

<b>適用利率</b>	所定の利率(担保条件・財務条件等によって異なります)
-------------	----------------------------

ご融資にあたりましては、商工中金の所定の審査があります。詳細については商工中金の本・支店までお問い合わせください。





● 8月 は人権同和問題啓発強調月間です【鹿児島県県民生活局】

県では、この期間中にテレビ、ラジオスポットによる啓発放送や新聞広告、人権フェスタ 2009 の開催など、様々な人権啓発活動を集中的に実施することにしております。

私たちの社会には、同和問題をはじめ、子どもや高齢者への虐待、女性、障害者等に関する人権問題が、依然として存在しております。

これらの、人権問題を解決するためには、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、偏見や差別のない社会の実現に向けて努力を重ねていくことが大切です。

この機会に、皆さんも身近なことから人権について考えてみませんか。

【問い合わせ先】

県庁人権同和对策課 電話:099-286-2574



● エコアクション 21 セミナー ～低炭素社会へ向けた環境経営システムの構築【鹿児島県】

低炭素社会へ向けた環境経営システムとしてエコアクション 21 の概要と取り組み方法について分かりやすくご説明するほか、「エコアクション 21 自治体イニシアティブプログラム」(エコアクション 21 の認証・取得を目指す事業者)に県が無料でコンサルティングを行う制度)事前説明会も兼ねております。環境経営に取り組みたいとお考えの事業者の皆様、ご参加をお待ちしております。

<b>主催</b>	鹿児島県
<b>共催</b>	(財)鹿児島県環境技術協会 鹿児島県地球温暖化防止活動センター (エコアクション21地域事務局かごしま) (財)地球環境戦略研究機関持続性センター エコアクション 21 中央事務局
<b>日時</b>	平成 21 年 9 月 9 日(水) 14:30~16:30
<b>場所</b>	かごしま県民交流センター 大研修室 (鹿児島市山下町 14-50)
<b>参加費</b>	無料 (定員 100 名・先着順)
<b>プログラム(予定)</b>	
<b>14:30~15:20</b>	「エコアクション21の概要と取り組み方法」 講師:エコアクション 21 審査人
<b>15:20~15:35</b>	休憩
<b>15:35~15:50</b>	「公共事業における企業の環境管理」 講師:鹿児島県管理課
<b>15:50~16:05</b>	「鹿児島県内事業者の地球温暖化対策に向けた役割」 講師:鹿児島県地球温暖化対策課
<b>16:05~16:20</b>	「エコアクション 21 認証登録制度と自治体イニシアティブプログラムについて」 講師:エコアクション21地域事務局かごしま
<b>16:20~16:30</b>	質疑応答・アンケート記入 ※終了後、審査人による相談会を6階にて実施

## ●『組合等事務局代表者講習会』開催

7月24日(金)鹿児島市のアーバンポートホテル鹿児島にて「組合等事務局代表者講習会」が開催され、「鹿児島の食に魅せられて」「南九州経済を展望する」の二つのテーマで講演があった。

### 【講習会Ⅰ】

テーマ:「鹿児島の食に魅せられて」

～地方を元気にするマダム・ポーの取り組み～

講師:マダム・ポー株式会社 代表取締役 渡辺千佳子 氏

渡辺氏は、家族の転勤で東京から坊津へ移り住んだ。そこで規格外の人参が廃棄されているのを目のあたりにし「もったいない、何か再利用できるのでは」と考え、人参の加工・商品化に取り組んだ。「どうすれば食べやすいか」「どうすれば食べてもらえるか」など試行錯誤した結果、人参を100%原料とするお茶を開発し商品化に成功した。

さらには、さつまいもやゴーヤを使ったポタージュや、桑葉を使った桑塩の商品化にも成功。地域の農家が持ち込む原料の供給を受けて、それを地元の特産品として販売することにより地域の活性化に貢献している。

渡辺氏が締め括りに述べた「地方だからこそ出来る」という言葉には、商品開発への強い信念が表れていた。



### 【講習会Ⅱ】

テーマ:「南九州経済を展望する」

～これからの地域経済の進むべき方向性とは～

講師:中小企業診断士 長友 太 氏

先ず、南九州経済の概要について、最近の南九州経済は、景気の弱さが広がっていると指摘した上で、次の点を話された。

- ① 個人消費は全体として弱めの動きが続いている。
- ② 公共投資は2か月連続で前年を下回っており、低水準で

推移している。

- ③ 住宅投資は5月の新設住宅着工戸数が過去最低水準を記録するなど大幅に減少しており、極めて低い水準で推移している。
- ④ 生産は全体的に下げ止まりつつあるものの、鉱工業生産指数は6か月連続で前年を大幅に下回っており、低水準で推移している。
- ⑤ 5月の有効求人倍率は 0.34 倍となり平成以降最低水準となるなど4か月連続で低下し、新規求人数は引き続き低下傾向で推移する極めて厳しい状況にある。
- ⑥ 金融面をみると預金全体では25か月連続で前年比増加し伸び率がやや拡大、貸出金も50か月連続で前年を上回った。

次に、南九州経済活性化のための一助として、中小企業地域資源活用プログラムをはじめとする各種支援施策をうまく利用すべきであると話した。

最後に、「厳しい環境変化の下で、生き延びることができる者は、力の強い者ではない。金持ちでもない。環境変化に機敏に、そして柔軟に対応できる者だけが生き延びることを許されるのである」というダーウィンの進化論を引用して講習会を締めた。

# 鹿児島県内の業界情報

## 製造業

(平成21年7月情報連絡員報告)

### 味噌醤油製造業

みそ・しょうゆの動きは芳しくないが、一部では加工品がその落ち込みを補う動きも見られる。今年に入り加工品への取り組みを強化してきたメーカーもあり、その成果が表れ始めてきたのかと思われる。

### 酒類製造業

区分	H20.6	H21.6	前年同月比	
製成数量	13,171.9	12,847.9	97.5	
移出数量	県内課税	5,055.3	4,923.8	97.4
	県外課税	6,698.9	6,754.7	100.8
	県外未納税	5,138.2	4,399.2	85.6
在庫数量	245,217.6	241,367.7	98.4	

(平成21年6月分データ。単位k0・%)

### 漬物製造業

在庫調整のため、操業時間調整をすることがある。

### 蒲鉾製造業

中元期だったが、今年の5月の三越閉店やETC利用による高速道路料金の土日祝日1,000円など様々な要因で、売上が非常に良いところと悪いところとの差が激しい。特にJR・空港の利用客の減少が目立つ。客の減少により、売上は前月比5%ダウンだが、売上全体に関して昨年同月比では変わらずであった。また原料の相場は昨年同様、高級品の価格は変わらずC級などは少し安くなった。

### 鯉節製造業

少しずつではあるが商品に好転の兆しが見え始めたが、まだまだ不況の域である。また、在庫量が少し多い状況が続いている。

### 菓子製造業

種子島では皆既日食に関連した菓子を数種類作って需要喚起を図ったが、やはり猛暑にはアイス製品にかなわなかったとのことである。梅雨と酷暑で相変わらず景況は停滞したままであった。

### 大島紬織物製造業

本場大島紬アンテナショップオープンに向けて準備中。アンテナショップを天文館びらもーるに9月5日オープン予定(11:00からオープニングセレモニー)。大島紬の反物、洋装、小物をはじめ大島紬の最新情報を発信予定。

### 本場大島紬織物製造業

平成21年7月の検査反数は1,007反で、前年対比73.5%の364反減であった。

### 木材・木製品製造業

底這いを続けている丸太原木・製材製品市況は入荷

の減少にまで至り、全く回復の兆しさえ見えないまま重苦しい展開。入荷激減・売れない・売れても安い、のトリプルパンチに市場筋だけでなく関係業界は苦境に立たされている。

### 素材生産業・製材業・材木卸売業

平成21年6月末の県内の新設住宅着工戸数(累計)は総数で3,719戸、前年同月比59%、うち木造住宅は2,488戸、同87%となっている。21年に入り木造率は昨年の年平均50.9%に比較し65%台となっており、木造住宅への期待は高まっている。また、ノコズ不足により、製材所においてノコズ製造に対する設備投資が見られる。そして、県内大手の集材工場では県外の手ビルダーからの注文が増加している。

### 生コンクリート製造業

出荷量は対前年比95.7%の116,915立米であった。特に減少した地域は、鹿児島、串木野、出水、始良伊佐、種子島、屋久島、奄美大島、喜界。特に増加した地域は、指宿、加世田、川薩、宮之城、垂水桜島、甌島。また、官公需の減少が大きく、全体でも大きく減少した。

### コンクリート製品製造業

7月度の出荷トン数は6,205トン、前年度対比108.9%となった。出荷量は川薩、大隅、奄美地区が前年度に対し増加した。公共工事における7月度の受注は前年度と同じくらいである。しかしながら、今年度の出荷トン数は一昨年度に対して大きく落ち込んでいる。

### 機械金属工業

受注の減少で工場はガランとしている。従業員は安全教育や研修、建屋の修理などに精を出しているが、とにかく仕事がない。

### 仏壇製造業

海外製品輸入内訳(主たる輸入国は中国、ベトナム、タイ等)、平成21年4月21,113本、5月21,194本、6月25,362本、2009年累計127,007本。

### 印刷業

印刷業界は夏場に弱いと言われるが、昨今の不景気に伴ってますますその様相が強まっている。世間情勢的には景気悪化にやや歯止めがかかったとはいうものの、依然として厳しい状況が続いている。

## 非製造業

(平成21年7月情報連絡員報告)

**卸売業**

売上粗利の確保、安全の確保が重要。業界の景況は最悪に近い。加えて全国的な天候不順で夏物商戦は全くの低調。インターネットの販売等で売上は若干上昇するも、加盟店への販売手数料・広告費等の高騰で費用がかさみ、現況としては収益状況が悪く、今後に期待するところが大きい。

**燃料小売業**

この4月から長期使用製品安全点検制度がスタートした。メーカー、販売者、所有者等がそれぞれの役割を果たし、製品の経年劣化による事故を防止する目的の制度で、ガス機器では、屋内式のガス瞬間湯沸器・屋内式ガスバーナー付きふろがまが、当制度における点検対象機器となる。今後、LPガス販売事業者等には、お客様に制度の内容を周知する責務が課せられることとなった。

**中古自動車販売業**

非常に厳しい。新車の一部は、エコカー補助金制度で動きがあるが、その他の車種と中古車は非常に厳しい。更に高年式車の動きが鈍っている。今後が懸念される。

**青果小売業**

前年同月比88%、前月比100%。

**農業機械小売業**

県内の早期米の地域においては刈り取りが始まっており、普通作のための展示会も8月には実施する企業もあるが、昨年より機械の売上が1割程度減っている。加修費(修理代)で何とか収益を上げるよう努力しているところである。

**石油販売業**

売上は依然として不振が続いている。国内外の不況のあおりで、精製元売り及び私たち小売業ともにマージン等は厳しい状況下にある。また、7月、8月は需要時期にあたるだけに各種キャンペーンを打ってムードアップに懸命であるが、効果は限定的である。

**鮮魚小売業**

魚類市場への水揚げが少ないにもかかわらず、高級魚と大衆魚との差がなく、魚の値打ちがないと嘆いている。土用丑の日(7月19日)には、以前は魚屋の前を通ると、うなぎを焼いているのにおいに誘われて店に入ったものだったが、今はそのような光景も見られなくなった。

**商店街(霧島市)**

7月の全体的な売上は前年に比べ減少傾向にあるようである。売上の減少傾向に幅はあるものの、この傾向はとどまる所がないように思える。また、8月末の衆院選挙、霧島市においては11月に市長・議会選挙など年後半は選挙続きである。そして、花火大会や産業祭なども今年は中止となり景気の沈滞ムードに一層拍車がかかるのではないかと思う。雇用も悪い状況で、ある地元企業の労働者には週3日しか出勤できないような社員も多数いるようである。

**商店街(薩摩川内市)**

前半は暑さ、後半は雨により客足が少なかった。天候に左右される商店街である。

**商店街(鹿児島市)**

7月末から学校関連が夏休みに入ったが、昨年度より若者や学生が減少しているように思える。客数も

幾分か減少が感じられた。天候の変化も一部には考えられると思う。

**商店街(鹿屋市)**

商工会議所の空店舗対策事業で営業店舗増加を計画中。

**サービス業(旅館業/県内)**

例年この時期は、学生等の体育大会をはじめとする各種大会等が開催されるので、今年度もほぼ前年度並みの売上となった。今年は特に7月22日に皆既日食があり、県外からも多数のお客様が来られて宿泊数の増加につながった。

**サービス業(美容業)**

お客様の来店頻度がいよいよ減少し、経営は悪化の一途をたどっている。

**旅行業**

夏休みに入ることもあって、後半の売上増を期待していたが、相変わらずの不況に天候の不順もあり、この業界の底が見えない。当協同組合においても、インバウンド・アウトバウンド部会を開催し、協力体制を構築しつつあるが、結果には結びつき難い。今後も部会を中心に協力体制を強化していく予定である。売上高の前年度比は約20%の減である。

**自動車分解整備・車体整備業**

わずかに好転の兆しが見られるが、全体的にはまだ暇な状況が続いている。

**電気工事業**

官庁工事の今年度工事が発注されつつあるが、景況は依然として低調な状況で、民間工事も少ない上に低価格の状況である。

**内装工事業**

7月のラベル売上数は、カーテンラベルは対前年同月比488.5%で大幅に増加、壁装ラベルは対前年同月比61.7%で減少、じゅうたん等ラベルは対前年同月比52.3%で減少となった。公共事業も少なく、利幅も少ない状況が続いており、景況回復の兆候すら見えてこない。

**管工事業**

例年に比べ住宅建設が落ち込んでいる。

**建設業(鹿児島市)**

今の時期、公共工事の発注は例年少ないが、年々ますます減少している。

**建設業(曽於市)**

受注高の減少により経営状況は大変厳しい。

**貨物自動車運送業**

食肉・引越関係の荷動きは例年並みであったが、一般関係荷物は非常に悪かった。また、庁舎移転などの物件は、大手企業の入札参加で金額も下がり厳しい状況が続いている。

**運輸業(個人タクシー)**

個人タクシー業界にとっては厳しい経営状態が続いているのが現状である。また、タクシー業界では選挙期間中は売上が伸びないと言われている。8月30日が衆議院選挙の投票日なので8月も希望が持てないと思われる。

**倉庫業**

前月に引き続き厳しい状況であった。

# 中央会関連主要行事予定

平成21年9月	
1日(火) 16:00	地域別交流懇談会(熊毛地区) 西之表市「シティホテルあらき」
10日(木)	第53回中小企業団体九州大会 (13:15)記念講演会「金融不安がもたらす景 気の行方と中小企業への影響」森永卓郎氏 (15:00)本大会 福岡サンパレス
16日(水) 9:30	組合情報担当者研修:ブログ作成 鹿児島市「MMC セミナールーム」
17日(木) 13:30	次世代行動計画策定説明会 霧島市「鹿児島県人材育成センター」
17日(木) 16:00	地域別交流懇談会(指宿地区) 指宿市「指宿商工会議所」
29日(火) 14:00	経済講演会 鹿児島市「サンロイヤルホテル」
平成21年10月	
1日(木) 14:00	地域活力創造支援事業 地域別交流懇談会(屋久島地区) 屋久島町「シーサイドホテル屋久島」
5日(月) 13:30	下請代金法トップセミナー 鹿児島市「宝山ホール第3会議室」
7日(水) 16:00	地域別交流懇談会(川薩地区) 薩摩川内市「川内ホテル」
8日(木) 13:30	次世代行動計画策定説明会 奄美市「奄美サンプラザホテル」
13日(火) 16:00	地域別交流懇談会(さつま地区) さつま町「ひかり別館」
15日(木) 16:00	地域別交流懇談会(曾於地区) 志布志市「大黒寿司」
16日(金) 13:30	次世代行動計画策定説明会 鹿児島市「宝山ホール」

取引先の突然の倒産。  
そんなときあなたを守る安心の共済です。

## 経営セーフティ共済の ご紹介

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止  
共済制度の愛称です。

「経営セーフティ共済」は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者が倒産する事態(連鎖倒産)又は、倒産に至らないまでも著しい経営難に陥る事態の発生を防止するため、毎月一定金額を掛け、万一取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合には、掛金総額の10倍の範囲内で、回収不能額を上限に、共済金の貸付けを受けることができる共済制度です。

- ◆最高3,200万円の共済金貸付が受けられます。
- ◆共済金貸付は無担保・無保証人・無利子です。
- ◆税法上の特典も有ります。
- ◆一時貸付金制度もご利用できます。

お申し込みは  
鹿児島県中小企業団体中央会 連携支援課まで  
TEL 099-222-9258

## 中小企業かごしま (平成21年度 活性化情報第2号)

平成21年8月10日発行  
発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 岩田泰一  
〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階  
TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904  
印刷所 渚上印刷株式会社

